



# 第103期 定時株主総会 招集ご通知

2025年4月1日～2026年3月31日

- 日時** 2026年6月25日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）
- 場所** 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
ホテルメトロポリタン  
3階 富士の間

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

書面またはインターネット等による事前の  
議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）  
午後5時20分まで

株式会社タムラ製作所

証券コード：6768

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

TAMURAGROUPは、中期経営計画「One TAMURA for Next 100」のもと、経営体質の強化と成長領域での事業展開を加速させております。

当期は、AIデータセンター関連など成長市場の需要を確実に捉え、売上高は過去最高を更新した一方、最終損益は赤字となりました。これは資本効率の向上を最優先に事業再編等の構造改革を前倒しで断行した結果であり、将来リスクへの対応を進め成長に向けた土台を整えた一年といえます。

次期は、体質改善から成長フェーズへ移行いたします。欧州企業との提携による事業領域の拡大など戦略投資を実行するとともに、資産ポートフォリオの再構築を推進し、ROE 8%以上の実現およびPBR 1倍以上の定着に向け、株主価値の持続的な向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの新たな挑戦に対し、引き続き変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

---

## オンリーワン・カンパニーの実現を目指します。

---



代表取締役会長兼CEO兼CFO  
浅田 昌弘



代表取締役社長兼COO  
中村 充孝

(証券コード：6768)  
2026年6月10日  
(電子提供措置の開始日 2026年5月27日)

株 主 各 位

東京都練馬区東大泉一丁目19番43号

株式会社 **タムラ製作所**

代 表 取 締 役 中 村 充 孝  
社 長 兼 C O O

## 第103期定時株主総会招集ご通知

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第103期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト <https://www.tamuracorp.com/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しています。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※銘柄名（タムラ製作所）またはコード（6768）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を  
選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

1. 日 時

2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分より）

2. 場 所

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 **ホテルメトロポリタン3階 富士の間**

※書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電  
子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って  
2026年6月24日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）までに議決権を行使し  
てくださいますようお願い申し上げます。

### 3. 会議の 目的事項

- 報告事項**
- 第103期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第103期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件

※書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。したがって、当該書類は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部です。

「事業報告」6.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

7.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「連結計算書類」・連結株主資本等変動計算書 ・連結注記表

「計算書類」・株主資本等変動計算書 ・個別注記表

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに変更内容を掲載させていただきます。

## 株主総会会場

### 会場

ホテルメトロポリタン 3階 富士の間  
東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 電話 (03) 3980-1111

### 交通

#### 池袋駅

- JR ● 山手線 ● 埼京線
- 東京メトロ ● 丸ノ内線 ● 有楽町線 ● 副都心線
- 西武池袋線 ● 東武東上線

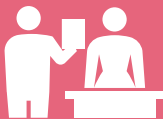
- 西口（南）（徒歩約2分）
- JR線メトロポリタン口（徒歩約1分）
- 西口（中央）（徒歩約3分）
- 副都心線2a出口（徒歩約3分）



## 議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権行使は、次のいずれかの方法により行いたいことができます。

### 当日ご出席の場合



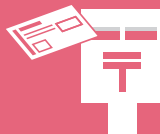
当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出くださいますようお願い申し上げます。代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

#### 株主総会開催日時

2026年6月25日（木曜日）  
午前10時

### 当日ご出席されない場合

#### 書面の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送くださるようお願いいたします。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### 行使期限

2026年6月24日（水曜日）  
午後5時20分到着分まで

#### インターネットの場合



議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

パソコンまたはスマートフォンから、上記、議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2026年6月24日（水曜日）  
午後5時20分投票分まで

[詳細は次頁をご覧ください](#)

### インターネット等による議決権行使についての注意事項

- 当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

**1** インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031

(受付時間 9:00~21:00)

**2** 左記 **1** 以外のご照会（住所・株式数など）は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座を  
お持ちの株主様

お取引の証券会社あてに  
お問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様  
(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

 0120-782-031

(受付時間 土日休日を除く9:00~17:00)

### 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

# インターネット等による議決権行使のお手続きについて

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

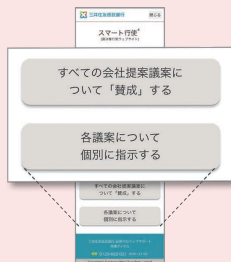
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

### 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

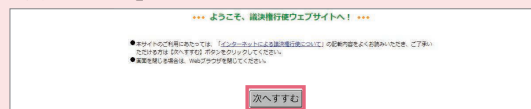
議決権行使サイト

<https://www.web54.net>



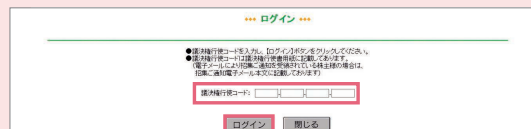
## アクセス方法

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする「次へすすむ」をクリックしてください。



### 2 ログインする

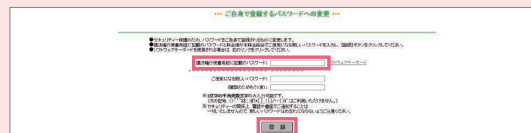
同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「登録」をクリック



以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の目的

資産有効活用による資本効率改善およびグループ全体を統括するグローバル本社としての機能強化を目的として、現行定款第3条（本店の所在地）を変更するものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、この現行定款の変更は2027年に開催を予定する第104期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨を附則で規定するものです。

（下線は変更部分を示しています。）

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第3条（本店の所在地） 当社は本店を東京都練馬区に置く。</p> <p>（附則） 当社は、第100期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第3条（本店の所在地） 当社は本店を東京都豊島区に置く。</p> <p>（附則） 第1条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>第2条 <u>定款第3条の変更は、2027年に開催を予定する第104期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。</u> なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名は任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため、2名増員し取締役5名の選任をお願いするものです。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号

1

ア サ ダ

浅田

マ サ ヒ ロ

昌弘

再任



生年月日

1959年6月19日生

所有する当社株式の数

31,154株

取締役会出席状況

開催18回／出席18回（100%）

### 略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1982年4月 当社入社  
2007年6月 当社取締役上席執行役員  
2009年6月 当社取締役常務執行役員 電子部品事業統括本部長  
2016年6月 当社取締役専務執行役員  
2019年4月 当社代表取締役社長 電子化学実装関連事業統括兼電子化学実装事業本部長  
2023年7月 当社代表取締役社長兼CEO  
2024年12月 当社代表取締役社長兼CEO兼CFO  
2025年4月 当社代表取締役会長兼CEO兼CFO（現職）

### 取締役候補者とした理由

浅田昌弘氏は、電子部品関連事業および電子化学実装関連事業など当社の主力事業を中心に、グローバルな事業運営をけん引してきました。2019年より代表取締役社長として、また2023年より当社グループ最高経営責任者（CEO）として、グループ経営全体を統括してきました。今後も当社グループの継続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

ナカムラ ミツタカ

中村 充孝

再任



生年月日

1971年3月9日生

所有する当社株式の数

15,630株

取締役会出席状況

開催18回／出席18回（100%）

#### 略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1997年 9月 タムラ化研株式会社（現 株式会社タムラ製作所）入社  
 2017年 6月 当社執行役員 電子化学実装事業本部電子化学営業本部長  
 2019年 4月 当社上席執行役員 電子化学実装事業本部回路機材事業部長  
 2022年 4月 当社上席執行役員 アセアン統括兼電子部品事業本部副事業本部長  
 2024年 6月 当社取締役 EVP兼CSO兼経営戦略担当  
 2024年10月 当社取締役 EVP兼CSO兼経営戦略担当兼マーケティング推進室長  
 2025年 4月 当社代表取締役社長兼COO（現職）

#### 取締役候補者とした理由

中村充孝氏は、入社以来、電子化学事業にて事業拡大に貢献し、2017年より執行役員として、電子化学実装事業本部の要職を歴任し広く企業経営に携わり、2022年からは電子部品関連事業をグローバルにけん引してまいりました。2024年以降は経営戦略を担当し、2025年4月からは代表取締役社長（COO）として、経営全般の執行を担っています。こうした豊富な経験と知見は、当社グループの継続的発展と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

ソガ ヨシハル

曾我 義治

新任



生年月日

1967年7月14日生

所有する当社株式の数

1,470株

#### 略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1990年 4月 シライ電子工業株式会社入社  
 2018年 6月 同社取締役  
 2022年 8月 当社入社  
 2024年10月 当社SVP 電子化学実装事業本部長  
 2025年 4月 当社EVP 電子化学実装事業本部長  
 2026年 4月 当社EVP兼CSuO 電子化学実装事業本部長兼  
 人事・サステナビリティ戦略担当兼コーポレートガバナンス推進本部長（現職）

#### 取締役候補者とした理由

曾我義治氏は、入社以来、電子化学実装事業を中心に当社グループの事業運営に携わり、事業本部長として事業戦略の立案・遂行および組織運営を通じて、事業基盤の強化に貢献してきました。また、前職においては取締役として企業経営に携わった経験を有し、また2026年4月からはCSuOとしてサステナビリティ戦略を推進しており、これらの事業運営および経営、サステナビリティの各分野における知見と経験は、当社グループの継続的発展と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者としていたしました。

再任

社外

独立役員



## 生年月日

1957年1月8日生

## 所有する当社株式の数

10,000株

## 取締役会出席状況

開催18回／出席18回（100%）

## 略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1979年4月 ソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社）入社  
 2014年4月 同社グループ役員 ソニービジュアルプロダクツ株式会社 代表取締役社長  
 2015年4月 同社執行役EVP  
 生産・物流・調達・品質・環境 エンジニアリングプラットフォーム担当  
 2019年2月 株式会社ゼンショーホールディングス入社 常務取締役  
 株式会社ゼンショーファクトリーホールディングス 代表取締役社長  
 2023年6月 当社社外取締役（監査等委員）  
 2025年6月 当社社外取締役（現職）

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

今村昌志氏は、日本を代表する大手グローバル電機メーカーや外食産業において要職を歴任し、製造、物流、調達、品質など幅広い事業経験と企業経営に関する豊富な知見を有しています。社外取締役として、また指名・報酬諮問委員として、独立した立場から取締役会の意思決定および監督機能の強化に貢献してきました。引き続き、これまで培われた知見を活かし、当社グループの継続的成長と中長期的な企業価値向上に寄与いただくことが期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものです。



生年月日  
1968年12月27日生

所有する当社株式の数  
0株

取締役会出席状況  
開催18回/出席18回 (100%)

監査等委員会出席状況  
開催13回/出席13回 (100%)

### 略歴、当社における地位、担当〈重要な兼職の状況〉

1992年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行  
 2000年9月 株式会社みずほホールディングス（現 株式会社みずほフィナンシャルグループ） IR部門  
 2001年1月 みずほ証券株式会社 投資銀行部門  
 2006年10月 株式会社ラザードフレール ディレクター  
 2008年10月 株式会社ヒューロンコンサルティンググループ シニアディレクター  
 2011年12月 みずほコーポレートアドバイザー株式会社（現 株式会社みずほ銀行）  
 マネージングディレクター  
 2016年10月 PwCアドバイザー合同会社 グローバルM&Aアドバイザーヘッド  
 2018年7月 同社パートナー  
 2023年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現職）  
 PwCアドバイザー合同会社 シニアアドバイザー  
 2024年6月 ENEOSホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現職）  
 2024年10月 AKTY&Co.合同会社 代表社員（現職）  
 2025年3月 株式会社ジェイエシーリクルートメント 社外取締役（現職）

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

豊田明子氏は、長年に渡りクロスボーダーおよび国内M&Aのフィナンシャルアドバイザー業務に従事し、企業の事業ポートフォリオ戦略、財務・会計、税務および法務に関する幅広い知見を有しています。監査等委員である取締役および指名・報酬諮問委員として、独立した立場から、取締役会の意思決定および監査・監督機能の強化への貢献をして頂きましたが、今後はこれまでの知見を活かし、当社グループの継続的成長と中長期的な企業価値向上に寄与いただくことが期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 候補者の内、今村昌志氏および豊田明子氏は社外取締役候補者です。  
 なお、今村昌志氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年（うち監査等委員である社外取締役在任期間は2年）となります。豊田明子氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年（うち監査等委員である社外取締役在任期間3年）となります。
3. 今村昌志氏および豊田明子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合には引き続き独立役員となる予定です。
4. 当社は今村昌志氏および豊田明子氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。その契約内容の概要は次のとおりです。  
 ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。  
 ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。  
 各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である豊田明子氏は、第2号議案のうち同氏の選任議案が承認可決されることを条件として監査等委員でない取締役に就任し、本総会の終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任されますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

ナカザワ ヒロミ  
**中沢 ひろみ**

新任

社外

独立役員



生年月日

1964年9月10日生

所有する当社株式の数

0株

#### 略歴〈重要な兼職の状況〉

1988年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入社  
1995年10月 太陽監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入所  
1998年1月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所  
1999年4月 公認会計士登録  
2012年9月 日本電産株式会社（現 ニデック株式会社）入社  
2013年6月 株式会社シーボン 常勤監査役  
2015年6月 同社執行役員  
2017年6月 同社常勤監査役  
2020年6月 日本ピストンリング株式会社（現 株式会社リケンNPRプレジジョン） 社外取締役  
2022年6月 リコーリース株式会社 社外取締役（常勤監査等委員）（現職）  
2023年6月 株式会社IMAGICA GROUP 社外取締役（監査等委員）（現職）  
2025年6月 株式会社ミマキエンジニアリング 社外取締役（現職）

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中沢ひろみ氏は、公認会計士としての高度な財務・会計に関する専門的知見に加え、グローバルな事業展開を行う企業における実務経験を有するとともに、複数の上場企業において社外取締役としての経験を有しています。監査等委員である取締役および指名・報酬諮問委員として、独立した立場から取締役会の意思決定および監査・監督機能の強化に貢献いただけるものと判断し監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

(注) 1. 候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 中沢ひろみ氏は社外取締役候補者です。

3. 中沢ひろみ氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。

4. 中沢ひろみ氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定です。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

中沢ひろみ氏は、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

## (ご参考) 取締役会の構成および主な専門性と経験 (スキルマトリックス)

議案が原案どおり承認可決された場合、以下のとおりとなります。

当社における 地位・氏名・性別	当社における 担当など	企業経営・ グローバル 経験	技術・イノ ベーション・DX	製造・ 品質・サブ ライチェーン	営業・ マーケティング	サステナ ビリ ティ・人材 開発	法務・コン プライアンス・リスク 管理	財務・ 会計・ M&A
代表取締役 会長兼CEO兼CFO 浅田 昌弘 (男性)	取締役会議長/ 指名・報酬諮問委員	●			●	●	●	●
代表取締役 社長兼COO 中村 充孝 (男性)	指名・報酬諮問委員	●			●	●	●	●
取締役兼CSuO 曾我 義治 (男性)		●		●		●	●	
社外取締役 今村 昌志 (男性)	独立役員/ 指名・報酬諮問委員	●	●	●		●		
社外取締役 豊田 明子 (女性)	独立役員/ 指名・報酬諮問委員	●				●	●	●
社外取締役 (監査等委員) 窪田 明 (男性)	独立役員/社外筆頭/ 指名・報酬諮問委員長	●	●			●		
社外取締役 (監査等委員) 渋谷 晴子 (女性)	独立役員/ 指名・報酬諮問委員/ 弁護士					●	●	
社外取締役 (監査等委員) 中沢ひろみ (女性)	独立役員/ 指名・報酬諮問委員/ 公認会計士	●				●	●	●
取締役 (監査等委員) 横山 雄治 (男性)	監査等委員長	●				●	●	●

※上記の一覧表は、各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

## スキル項目選定の理由

必要とされるスキル	スキル項目の選定理由
企業経営・ グローバル経験	急激に変化する不透明な事業環境の中で、長期ビジョン「2050ありたい姿」を目指して事業の持続的成長と企業価値の増大を実現するためには、経営や経営戦略についての経験や知見に加え多様な地域を理解する国際性やグローバルな事業運営・業務に関する経験や知見が必要である
技術・イノベーション・DX	当社の事業成長には顧客ニーズに応える新製品・新市場開発が必須であり、それを支える研究開発や技術に関する経験や知見に加え、将来の事業と業務オペレーションの変革を推進するためには、デジタル技術やデータ活用に関する経験や知見が必要である
製造・品質・サプライチェーン	世界に一流品を届けることを創業の理念とし、「品質重視の文化醸成」をマテリアリティの一つとする当社にとって、モノづくりと品質は事業の根幹であり、品質およびそれを支える製造に関する経験および知見が必要である
営業・ マーケティング	当社の事業成長には顧客ニーズに応える新製品・新市場開発が必須であり、多様な市場や顧客のニーズを的確に把握し、需要のある製品・サービスを提供するためには、営業やマーケティングに関する経験および知見が必要である
サステナビリティ・ 人材開発	持続可能な社会を実現するためには、当社の事業を通じた社会的な課題解決を推進できる経験と知見と、その土台となる人材開発や組織文化の醸成についての経験や知見が必要である
法務・コンプライアンス・リスク管理	グローバルな事業展開において各国法制を理解し順守することや様々な事業リスクを適切に把握し管理することは企業価値の維持・向上に必須であり、法務やリスク管理に関する経験や知見が必要である
財務・会計・M&A	当社の戦略実現のためには、適正な財務報告にとどまらず、健全な財務基盤の構築、持続的な成長のための積極的な投資推進、株主還元強化などの財務戦略策定が必須であり、財務・会計・M&Aに関する確かな経験や知見が必要である

以上

# 事業報告

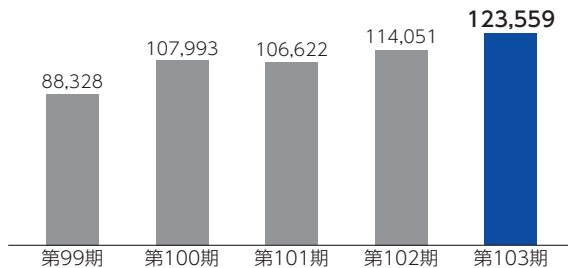
(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

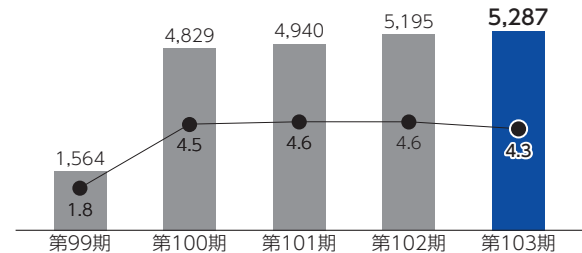
### (1) 財産および損益の状況の推移

区 分	第99期 (2022年3月期)	第100期 (2023年3月期)	第101期 (2024年3月期)	第102期 (2025年3月期)	第103期 (2026年3月期)
売上高	88,328百万円	107,993百万円	106,622百万円	114,051百万円	123,559百万円
営業利益	1,564百万円	4,829百万円	4,940百万円	5,195百万円	5,287百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失 (△)	△84百万円	2,047百万円	2,240百万円	2,782百万円	△1,385百万円
1株当たり当期純利益又は損失 (△)	△1円02銭	25円01銭	27円42銭	34円03銭	△17円29銭
総資産	104,055百万円	111,786百万円	114,843百万円	124,348百万円	132,381百万円
純資産	50,221百万円	52,918百万円	57,796百万円	64,034百万円	62,897百万円
1株当たり純資産額	607円89銭	644円49銭	703円85銭	780円03銭	788円56銭
R O E	△0.2%	4.0%	4.1%	4.6%	△2.2%

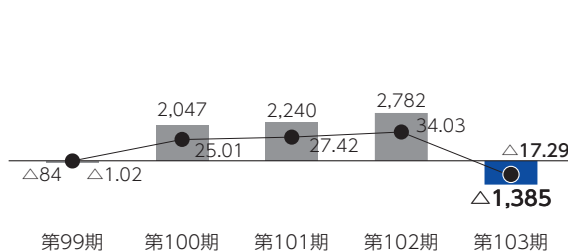
■ 売上高 (百万円)



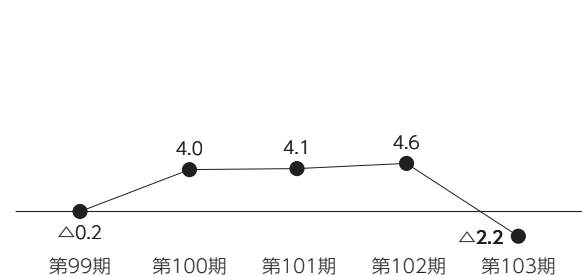
■ 営業利益 (百万円)  
■ 営業利益率 (%)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は損失 (百万円)  
■ 1株当たり当期純利益又は損失 (円)



■ ROE (%)







## (2) 事業の経過およびその成果

### ① 全般的概況

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における、当社グループの事業に関わるエレクトロニクス市場は、生成AIの急速な社会実装を背景に、AIサーバー・データセンター関連の需要が拡大基調で推移しました。自動車関連は、EV普及の地域間格差が残るものの、車両の電装化進展に伴う安定的な需要が継続しました。産業機器関連は期を通じて低位で推移しましたが、足元では需要に回復の兆しがうかがわれます。

このような事業環境のもと、当社は2025年4月に始動した中期経営計画「One TAMURA for Next 100」に基づき、今後の成長に向けた基盤の構築（「成長の基盤づくり」）と効率的に収益を最大化できる体質への変換（「体質改善」）を推進しています。中期経営計画最終年度（2028年3月期）におけるROE 8%等の目標達成を確実なものとするために、当期においては事業ポートフォリオの構造転換を加速させ、将来の収益圧迫要因となり得るリスクを能動的かつ集中的に顕在化し、措置を講じました。具体的には、連結子会社である株式会社光波のネットワークソリューション事業の譲渡、中国生産拠点削減をはじめとする国内外拠点配置の見直し、体質改善に向けた転身支援制度特別措置など、痛みを伴う施策を実施しました。また、2026年4月8日には、長年にわたり放送・音響領域で顧客からの高い評価と信頼を獲得してきた情報機器事業を第三者に譲渡することを決議し、中期計画で注力を掲げる次世代パワーエレクトロニクス関連製品、電力インフラ、ヘビーインダストリー、次世代通信、モビリティなどのクリーンエネルギー関連市場に向けて、経営資源を集中する方向性を具体化しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、1,235億5千9百万円（前期比8.3%増）と過去最高を更新し、営業利益は52億8千7百万円（同1.8%増）、営業利益率4.3%と増収増益となりました。一方で、親会社株主に帰属する当期純損益は、13億8千5百万円の損失（前期は親会社株主に帰属する当期純利益27億8千2百万円）となりました。これは体質改善に向けて、拠点の再編に伴う特別損失や、2026年5月11日に公表した「転身支援制度特別措置の結果、特別損失の計上および通期連結業績予想と実績値の差異に関するお知らせ」に記載の特別損失を計上したことによります。

<b>売上高</b>	<b>営業利益</b>
1,235億59百万円 前期比 8.3%増 	52億87百万円 前期比 1.8%増 
<b>経常利益</b>	<b>親会社株主に帰属する当期純損失</b>
48億79百万円 前期比 3.6%減 	13億85百万円 前期比 ー% 

### ② 事業別概況

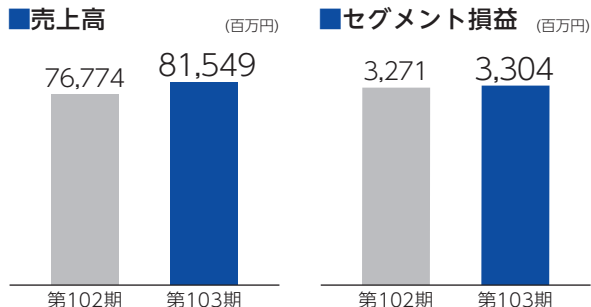
セグメントの業績は、次のとおりです。

なお、売上高はセグメント間の内部売上高を含めており、セグメント利益は連結消去（主に全社未来開発費）により合計が全社の営業利益と一致しません。

# 電子部品関連事業

売上高構成比

66%



生成AI関連需要が一段と拡大し、米国のデータセンター用PDU（電源分配ユニット）・UPS（無停電電源装置）向けを中心とした大型トランス・リアクタの好調な需要が、業績をけん引しました。また、電動工具向けチャージャが安定的に推移し、エアコン用リアクタや車載用リアクタも一定の需要を維持しました。産業機械向けトランス・リアクタは、国内外製造業における設備投資への慎重姿勢が継続したことで、売上は横ばいとなりました。

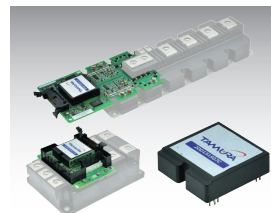
その結果、売上高は815億4千9百万円（前期比6.2%増）、セグメント利益は33億4百万円（同1.0%増）と増収増益となりました。セグメント利益は、中国生産拠点の再編に向けた生産移管や人員の適正化に係る費用の計上により、売上高の伸びに比して小幅な増加にとどまりました。

## 主要品目

- ・トランス、リアクタ、コイル
- ・大型トランス、大型リアクタ
- ・ACアダプタ、バッテリーチャージャ、電流センサ、電源モジュール
- ・圧電セラミックス製品



大型トランス・リアクタ



ゲートドライバモジュール

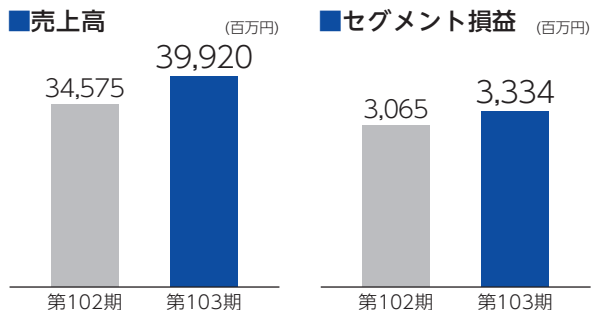


エアコン用リアクタ

# 電子化学実装関連事業

売上高構成比

32%



ソルダーペーストは、車載用途が安定的に推移したほか、データセンター向けなど情報通信関連の需要が増加しました。また、連動相場制による価格設定のもと、素材価格の大幅な上昇に連動して売上が増加しました。一方、急激な上昇局面では改定タイミングが追い付かず、特に期の後半において収益性が低下しました。ソルダーレジストは、スマートフォン向けフレキシブル基板用ソルダーレジストの販売が好調であったことに加え、感光性カバーレイ (PICC) がAIサーバー等に採用されたことが寄与し、堅調に推移しました。実装装置は、国内外の顧客における設備投資の慎重姿勢が継続し、前年度並みの水準にとどまりました。

その結果、売上高は399億2千万円（前期比15.5%増）、セグメント利益は33億3千4百万円（同8.8%増）と、増収増益となりました。

## 主要品目

- ・ソルダーペースト、ポストフラックス、導電性接合材
- ・ソルダーレジスト、プリフラックス、白色反射材、黒色吸収材
- ・リフローはんだ付装置、ウェーブはんだ付装置



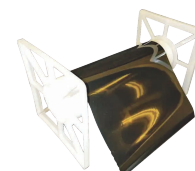
ソルダーペースト



フレキシブル基板用  
ソルダーレジスト



リフローはんだ付装置

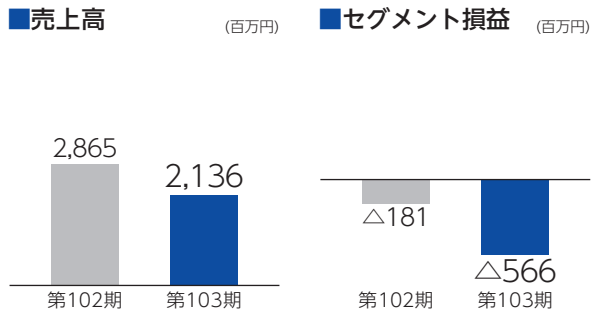


感光性カバーレイ (PICC)

# 情報機器関連事業

売上高構成比

2%



放送業界全般において厳しい設備投資環境が継続しており、売上高は21億3千6百万円（前期比25.4%減）、セグメント損失は5億6千6百万円（前期は1億8千1百万円のセグメント損失）となりました。

なお、当該事業につきましては、2026年4月8日付「会社分割（吸収分割）および情報機器事業の事業譲渡に関するお知らせ」で公表のとおり、2026年10月1日付での事業譲渡を予定しています。

## 主要品目

- ・放送用音声調整卓、音声周辺機器
- ・ワイヤレスマイクロホンシステム、ワイヤレスインターカム



ワイヤレスインターカム



音声調整卓

### (3) 企業集団の主要な事業セグメント

部門別	主要品目
電子部品関連事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・トランス、リアクタ、コイル</li><li>・大型トランス、大型リアクタ</li><li>・ACアダプタ、バッテリーチャージャ、電流センサ、電源モジュール</li><li>・圧電セラミックス製品</li></ul>
電子化学実装関連事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ソルダーペースト、ポストフラックス、導電性接合材</li><li>・ソルダーレジスト、プリフラックス、白色反射材、黒色吸収材</li><li>・リフローはんだ付装置、ウェーブはんだ付装置</li></ul>
情報機器関連事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・放送用音声調整卓、音声周辺機器</li><li>・ワイヤレスマイクロホンシステム、ワイヤレスインターカム</li></ul>

### (4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、67億8百万円です。  
これは、電子化学実装事業の製造棟新設を中心としたものです。

### (5) 資金調達の状況

当連結会計年度末の有利子負債合計（短期借入金・1年内返済予定の長期借入金・短期リース債務・長期借入金および長期リース債務の合計額）は45億3千4百万円増加し、384億8千4百万円となりました。

### (6) 事業の譲渡等の状況

当社は、当社の連結子会社である株式会社光波のネットワークソリューション事業について、株式会社ヨコオに対して2025年6月1日付で承継させる吸収分割を行いました。

また、当社の連結子会社である田村香港有限公司と、中電博微電子科技有限公司との間の合併会社である合肥博微田村電子有限公司の持分のすべてを中電博微に2025年12月30日付で譲渡いたしました。

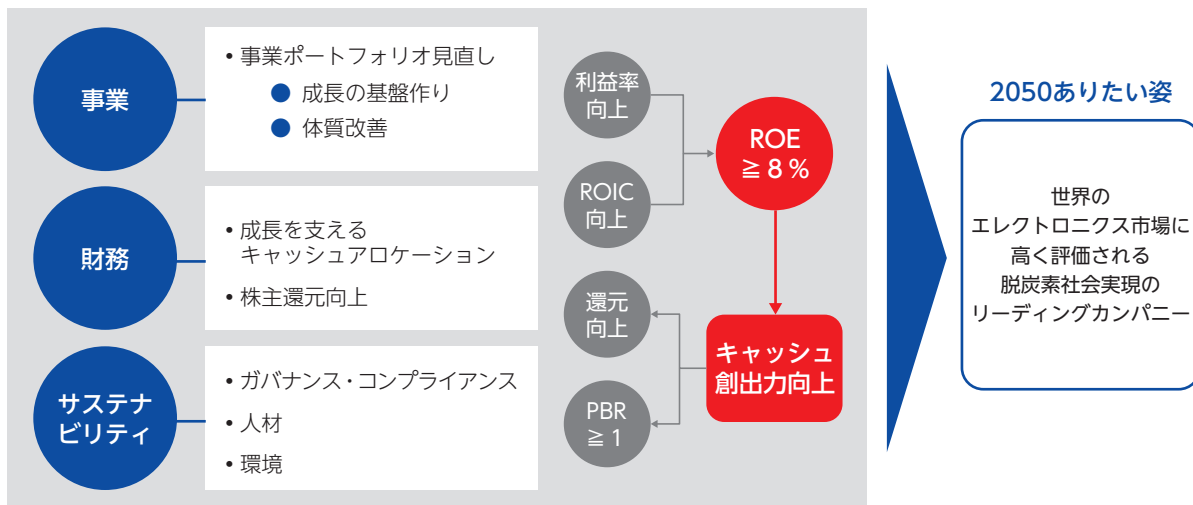
### (7) 対処すべき課題

当社グループでは、2025年度より第14次中期経営計画「One TAMURA for Next 100」を始動しました。本中期計画は、事業戦略・財務戦略・サステナビリティ戦略の一体推進で、ターゲットとする2027年度にROE8%以上・PBR1倍以上を目指します。

中期計画初年度となる2025年度は、事業ポートフォリオ見直しおよび構造改革として、光波ネットワークソリューション事業の譲渡、情報機器事業の譲渡決定、中国事業の再編、転身支援制度特別措置などを行いました。また、成長基盤の強化として、先端パワーエレクトロニクス技術研究所設立、モジュール製品の国内生産開始、電子化学事業製造棟新設などを進めました。株主還元向上施策としては、自己株式取得および増配を実施しました。

## 第14次中期経営計画（2025/4～2028/3）の概要

事業戦略・サステナビリティ戦略とそれを支える財務戦略の一体推進で、ROE向上施策を推進しPBR1倍超を目指す



	(基準年) 2025年3月期	(初年度実績) 2026年3月期	(中期計画) 2028年3月期
ROE	4.6%	-2.2%	8%以上
営業利益率	4.6%	4.3%	7%以上
ROIC	4.8%	3.6%	6%以上
PBR	0.65倍	0.76倍	1倍以上

中期計画第2年度は、構造改善の成果を収益化し、V字回復、成長フェーズへと移行する1年と位置付けています。2025年度の売上高は1,236億円と過去最高を更新し、営業利益も53億円と過去最高に迫るものですが、親会社株主に帰属する当期純損失14億円を計上しました。これは、今後の資本効率向上を優先し、構造改革に関わる措置を先行して講じた戦略的意思決定の結果です。中期計画第2年度からは、初年度で整備された基盤の上で、構造改革により生み出された経営資源を成長領域に再配分し、高収益な市場で圧倒的な成長を実現する事業ポートフォリオへの転換を目指します。

ターゲットの一つが、北米を中心とするAIデータセンター市場です。メキシコ工場の大型トランス・リアクタ生産能力拡張、高電圧化に関して優れた技術を有する欧州企業との業務提携などにより、更なる高みを目指します。中長期を見据えた研究開発としては、次世代パワー半導体向け受動部品の開発を強化します。長年培ってきた高周波・高耐圧技術をベースに、独自素材からの一貫体制による垂直統合モデルによって競争優位性を築き、新たな高付加価値製品群のラインナップ拡充を目指します。

また、PBR1倍超の経営体制を恒久的なものにするためには、事業戦略のみならず、財務戦略・サステナビリティ戦略との一体で、市場の信頼に応えることが不可欠です。財務戦略では、2026年10月に予定している情報機器事業の譲渡や、中国拠点最大3割削減をはじめとする国内外再編施策などの完遂とともに、営業キャッシュフローの確実な創出を軸に、資産効率改善と財務レバレッジを活用して、成長投資の強化と、中期計画で目指すDOE（株主資本配当率）3%を目途とした安定的な株主還元の実現につなげます。サステナビリティ戦略では、コーポレートガバナンスに関して2025年6月より社外取締役が半数以上を構成するモニタリングボードへ移行しました。取締役会の監督機能強化と執行役員会への権限移譲により、経営の透明性と意思決定迅速化の両立を図ります。

## サステナビリティ戦略

経営戦略と一体で、マテリアリティを軸に推進

### マテリアリティ

大分類	中分類	KPI	2028年3月期目標
成長戦略の推進	脱炭素社会実現への貢献	GHG (Scope 1 & 2) 削減率	25%以上削減*
		再生可能エネルギー調達比率	35%以上
		注力市場売上比率	36%
	働きがいの追求	グローバルエンゲージメントスコア	毎年3pt改善
経営基盤の強化	コーポレートガバナンスの強化	取締役会実効性評価の継続的实施	実効性の改善
		グループ管理職対象コンプライアンス研修受講率	100%
	全社リスクマネジメントの強化	リスク管理委員会による安定したPDCA	実効性の改善
		情報開示	リスク開示の充実
	品質重視の文化醸成	顧客満足度	前年比改善

\*2021年度比

2027年度の中期計画目標達成に向けて、これらの取り組みを着実に遂行することが、折り返し地点である2026年度の対処すべき課題となります。株主の皆様には変わらぬご支援をお願い申し上げます。

## (8) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社および関連会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
TAMURA CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	22,547千US\$	100.0%	アセアン地域統括、電子化学材料・実装装置の販売
TAMURA CORPORATION (THAILAND) CO., LTD.	283,815千THB	100.0%	電子部品・実装装置の販売、電子化学材料の製造販売
田村香港有限公司	68,563千US\$	100.0%	中国地域統括、電子部品・電子化学材料の販売
田村（中国）企業管理有限公司	31,228千RMB	100.0%	電子部品の販売
田村電子（深圳）有限公司	136,693千RMB	100.0%	電子部品の製造販売
田村化研（東莞）有限公司	122,351千RMB	100.0%	電子化学材料の製造販売
TAMURA CORPORATION OF AMERICA	8,345千US\$	100.0%	電子部品の販売
TAMURA EUROPE LIMITED	15,368千EUR	100.0%	電子部品の製造販売

(注) 1. 上記10社は、会社の資本金、売上高などの基準により選定しています。

2. TAMURA CORPORATION (THAILAND) CO., LTD.、田村（中国）企業管理有限公司、田村電子（深圳）有限公司および田村化研（東莞）有限公司の出資比率につきましては、間接所有割合です。

重要な関連会社の状況

特筆すべき事項はありません。

### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

### (9) 企業集団の主要拠点等

株式会社タムラ製作所	本 社	東京都練馬区
	事 業 所	坂戸、入間、狭山
	営 業 所	名古屋、大阪
	工 場	児玉
TAMURA CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD. (子会社)	本 社	シンガポール
TAMURA CORPORATION (THAILAND) CO., LTD. (子会社)	本 社・工場	タイ
田村香港有限公司 (子会社)	本 社	香港
田村(中国)企業管理有限公司 (子会社)	本 社	中国
田村電子(深圳)有限公司 (子会社)	本 社・工場	中国
田村化研(東莞)有限公司 (子会社)	本 社・工場	中国
TAMURA CORPORATION OF AMERICA (子会社)	本 社	アメリカ
	子会社工場	メキシコ
TAMURA EUROPE LIMITED (子会社)	本 社	イギリス
	工 場	チェコ

### (10) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
日 本	1,077	△93
ア ジ ア	2,425	△122
ヨ ー ロ ッ パ	277	3
南 北 ア メ リ カ	358	31
合 計	4,137	△181

### (11) 主要な借入先

企業集団の主要な借入先

借 入 先	借入金残高 (百万円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	10,977
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6,250
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,728
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,253
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,782

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数

252,000,000株

(注) 「当会社の発行可能株式総数は252,000,000株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款に定めております。

### (2) 発行済株式の総数

80,378,177株

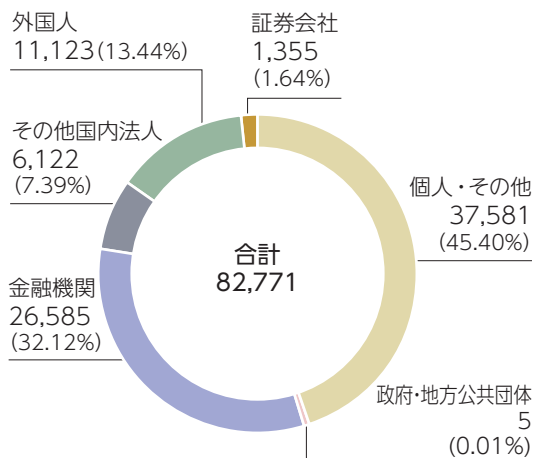
(自己株式数2,393,296株を除く。)

### (3) 株主数

23,258名

(ご参考)

■ 所有者別株式分布状況 (単位：千株)



(注)自己株式2,393,296株(2.89%)は個人・その他に含まれております。

#### (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,467	14.26
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,561	6.91
タムラ協力企業持株会	3,396	4.22
株式会社三井住友銀行	3,200	3.98
株式会社みずほ銀行	1,999	2.48
タムラ製作所従業員持株会	1,162	1.44
タムラ開発有限会社	1,161	1.44
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,120	1.39
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,081	1.34
住友生命保険相互会社	1,018	1.26

(注) 当社は、自己株式2,393,296株を保有していますが、上記大株主からは除いています。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しています。

#### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

#### (6) その他株式に関する重要な事項

(株式報酬制度)

当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および委任型執行役員ならびに当社および一部のグループ会社従業員のうち一定の要件を満たす者を対象に、当社株式を用いた株式報酬制度を導入しています。

なお、上記株式報酬制度のために設定した信託が当期末時点で所有する当該株式数は、合計801,111株です。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	保有者数	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価額	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使期間
第2回新株予約権 (2005年6月29日)	1名	2個	普通株式 2,000株	無償	1円	取締役および執行役員の退任日の翌日から5年間
第3回新株予約権 (2006年6月29日)	1名	2個	普通株式 2,000株	無償	1円	自 2006年 7 月 1 日 至 2036年 6 月30日
第4回新株予約権 (2007年6月28日)	1名	2個	普通株式 2,000株	無償	1円	自 2007年 7 月 1 日 至 2037年 6 月30日
第5回新株予約権 (2008年6月27日)	1名	4個	普通株式 4,000株	無償	1円	自 2008年 7 月 1 日 至 2038年 6 月30日
第6回新株予約権 (2009年6月26日)	1名	8個	普通株式 8,000株	無償	1円	自 2009年 7 月 1 日 至 2039年 6 月30日
第7回新株予約権 (2010年6月29日)	1名	5個	普通株式 5,000株	無償	1円	自 2010年 7 月 1 日 至 2040年 6 月30日
第8回新株予約権 (2011年6月29日)	1名	7個	普通株式 7,000株	無償	1円	自 2011年 7 月 1 日 至 2041年 6 月30日
第9回新株予約権 (2012年6月28日)	1名	6個	普通株式 6,000株	無償	1円	自 2012年 7 月 1 日 至 2042年 6 月30日
第10回新株予約権 (2013年6月27日)	1名	8個	普通株式 8,000株	無償	1円	自 2013年 7 月 1 日 至 2043年 6 月30日
第11回新株予約権 (2014年6月26日)	1名	5個	普通株式 5,000株	無償	1円	自 2014年 7 月 1 日 至 2044年 6 月30日
第12回新株予約権 (2015年6月26日)	1名	4個	普通株式 4,000株	無償	1円	自 2015年 7 月 1 日 至 2045年 6 月30日
第13回新株予約権 (2016年6月28日)	1名	5個	普通株式 5,000株	無償	1円	自 2016年 7 月 1 日 至 2046年 6 月30日
第14回新株予約権 (2017年6月28日)	2名	6個	普通株式 6,000株	無償	1円	自 2017年 7 月 1 日 至 2047年 6 月30日
第15回新株予約権 (2018年6月27日)	2名	64個	普通株式 6,400株	無償	1円	自 2018年 7 月 1 日 至 2048年 6 月30日
第16回新株予約権 (2019年6月26日)	2名	84個	普通株式 8,400株	無償	1円	自 2019年 7 月 1 日 至 2049年 6 月30日
第17回新株予約権 (2020年6月25日)	2名	84個	普通株式 8,400株	無償	1円	自 2020年 7 月 1 日 至 2050年 6 月30日
第18回新株予約権 (2021年6月25日)	2名	84個	普通株式 8,400株	無償	1円	自 2021年 7 月 1 日 至 2051年 6 月30日

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
浅田 昌弘	代表取締役 会長兼CEO兼CFO	
中村 充孝	代表取締役 社長兼COO	
今村 昌志	取締役 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">独立役員</span>	
窪田 明	取締役 (監査等委員) <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">筆頭</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">独立役員</span>	スズデン株式会社非常勤顧問
渋谷 晴子	取締役 (監査等委員) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">独立役員</span>	本間合同法律事務所パートナー弁護士 ニチレキグループ株式会社社外取締役 株式会社横河ブリッジホールディングス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ブロードバンドタワー社外取締役
豊田 明子	取締役 (監査等委員) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">独立役員</span>	AKTY&Co.合同会社 代表社員 ENEOSホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ジェイエイシーリクルートメント 社外取締役
横山 雄治	取締役 (常勤監査等委員)	

- (注) 1. 取締役のうち今村昌志、窪田明、渋谷晴子、豊田明子の4氏は社外取締役です。各氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。
2. 取締役 (監査等委員) 豊田明子氏は、金融機関による長年の経験があり財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 取締役 (監査等委員) 横山雄治氏は、当社内の経理関連部門で長年の経理経験を有し財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 取締役 (監査等委員を除く。) からの情報収集および重要な会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、横山雄治氏を常勤の監査等委員として選定しています。
5. 当社は執行役員制度を導入しています。上記以外の執行役員の地位および担当は次頁のとおりです。

氏名	地位および担当
中津良	EVP 電子部品事業本部長兼マグネティック事業部長
曾我義治	EVP 電子化学実装事業本部長
場本潤	SVP兼CHRO 人事総務本部長兼経営管理本部長
西江佐千由	SVP兼CLO コーポレートガバナンス推進本部長兼安全保障貿易管理担当
上山健一	SVP 電子部品事業本部副事業本部長兼電子部品中華圏統括
伊藤亮	SVP 電子化学実装事業本部副事業本部長
Marco puliti	SVP 電子部品事業本部副事業本部長兼電子部品欧米統括兼HPM事業担当

- (注) 1.2026年3月31日をもって中津良氏はマグネティック事業部長を退任し、2026年4月1日よりCTO 開発戦略担当に就任しています。  
2.2026年4月1日より曾我義治氏はCSuO 人事・サステナビリティ戦略担当兼コーポレートガバナンス推進本部長に就任しています。また、曾我義治氏は2026年6月25日開催の当社第103期定時株主総会における取締役候補者です。  
3.2026年3月31日をもって場本潤氏は経営管理本部長を退任しています。  
4.2026年3月31日をもって西江佐千由氏はコーポレートガバナンス推進本部長を退任し、2026年4月1日よりコーポレートガバナンス推進本部副本部長（法務・コンプライアンス担当）に就任しています。  
5.2026年4月1日より伊藤亮氏は電子化学実装事業本部開発統括本部長に就任しています。  
6.2026年4月1日より柴田誠治氏はSVP 電子部品事業本部副事業本部長兼マグネティック事業部長兼マグネティック事業部営業本部長に就任しています。

(参考)

- ※CEO（最高経営責任者）、CFO（最高財務責任者）、COO（最高執行責任者）、CTO（最高技術責任者）、CSuO（最高サステナビリティ責任者）、CHRO（最高人事責任者）、CLO（最高法務責任者）  
※EVP：エグゼクティブバイスプレジデント、SVP：シニアバイスプレジデント

## (2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と当社の間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 取締役の報酬等に関する事項

##### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本①において同じ）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役報酬規程に定めており、当該方針の決定方法は、公正・透明性の確保のため、社外取締役が過半数を占め、かつ、筆頭社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会にて検討・答申し、取締役会の決議により決定しています。

当社は、2023年6月28日開催の第100期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議いただいています。本制度の導入により、取締役の報酬は、「月額報酬」「業績連動報酬」および本制度による「株式報酬」により構成されています。

取締役の月額報酬は取締役報酬規程に定め、取締役の種類別の報酬割合は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の増大に向けた健全なインセンティブの付与に資するように決定する方針としています。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、KPIを100%達成の場合、取締役は月額報酬59%・業績連動報酬29%・株式報酬12%となり、社外取締役は月額報酬100%となります。

当事業年度に係る個人別の報酬等の内容は、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

##### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2023年6月28日開催の第100期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く、以下本段落において同じ）の報酬等の額は、年額200百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつき決議いただいています。当該決議時の取締役の員数は5名です。

当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象とした下記④非金銭報酬に関する事項に記載の株式報酬制度に基づく報酬枠について決議いただいています。同決議において、対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として、当社が信託に拠出する金銭の上限および対象者に付与されるポイント総数の上限を、固定ポイント期間（当初の固定ポイント期間は2022年開催の定時株主総会日の翌日から2025年開催の定時株主総会日まで）において30百万円、1事業年度あたり25,000ポイント、業績連動ポイント期間（当初の業績連動ポイント期間は2023年3月末日に終了した事業年度から2025年3月末日に終了する事業年度まで）において102百万円、3事業年度あたり258,000ポイントとしています。

なお、2025年7月25日開催の取締役会において、新たな固定ポイント期間を2025年開催の定時株主総会日の翌日から2028年開催の定時株主総会日までと設定し、新たな業績連動ポイント期間を2026年3月末日に終了する事業年度から2028年3月末日に終了する事業年度までと設定しました。これに伴い、信託期間を2028年8月までの3年間延長することを決議しています。

本制度の対象者は原則としてその取締役（監査等委員である取締役を含む）の退任時において付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付を受けます。なお、当該決議時における本制度対象の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は5名です。

同定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額98百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつき決議いただいています。当該決議時の監査等委員である取締役の員数は5名です。

### ③業績連動報酬に関する事項

業績連動型報酬制度は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の賞与を、当該年度の業績に応じ、取締役評価規程および取締役報酬規程に定めた手順により算出しています。評価指標は、収益性向上と株主価値向上の評価観点から営業利益および営業利益率を選定しています。業績連動型報酬の算出式は、「月額報酬×基準月数×役位別支給比率」です。

当事業年度の営業利益および営業利益率の実績は、事業報告「1.企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりです。

### ④非金銭報酬に関する事項

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く、以下特に断りがない限り本④において同じ）に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しています。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が当該取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づき付与するポイントは、役位等に応じて付与する固定ポイント、役位および業績目標の達成度等に応じて付与する業績連動ポイントの2種類です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役（監査等委員である取締役を含む）の退任時です。

### ⑤取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		月額報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	150 (11)	104 (11)	41 (-)	5 (-)	6 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	54 (33)	54 (33)	- (-)	- (-)	5 (4)

(注) 非金銭報酬等は、報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度の当事業年度の費用計上額です。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①社外取締役

氏名	今村昌志
他の法人等の業務執行者の兼任状況	該当なし
他の法人等の社外役員等の兼任状況	該当なし
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当なし

### ②社外取締役（監査等委員）

氏名	窪田明	渋村晴子	豊田明子
他の法人等の業務執行者の兼任状況	該当なし	本間合同法律事務所 パートナー弁護士	AKTY&Co.合同会社 代表社員
他の法人等の社外役員等の兼任状況	スズデン株式会社 非常勤顧問	ニチレキグループ株式会社社外取締役  株式会社横河ブリッジホールディングス社外取締役（監査等委員）  株式会社ブロードバンドタワー社外取締役	ENEOSホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）  株式会社ジェイエイシーリクルートメント社外取締役
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当なし	該当なし	該当なし

- (注) 1. 窪田明氏はスズデン株式会社非常勤顧問を兼任していますが、当社と当該他の法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。
2. 渋村晴子氏は本間合同法律事務所パートナー弁護士、ニチレキグループ株式会社社外取締役、株式会社横河ブリッジホールディングス社外取締役（監査等委員）、株式会社ブロードバンドタワー社外取締役を兼任していますが、当社と当該他の法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。
3. 豊田明子氏はAKTY&Co.合同会社代表社員、ENEOSホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社ジェイエイシーリクルートメント社外取締役を兼任していますが、当社と当該他の法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。

## 各社外取締役の主な活動状況および果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

1. 今村昌志氏は、2023年より当社の監査等委員である取締役および指名・報酬諮問委員、2025年からは当社の取締役および指名・報酬諮問委員を務めています。経営戦略立案、技術開発、モノづくり、品質、成長施策、財務戦略など、事業展開や経営管理プロセスを含む広範な事項に関して、中長期的な企業価値向上の観点から問題提起を行いました。また、取締役会における議論の深化にも大きく寄与しました。

今村昌志氏は、当事業年度開催の取締役会18回、監査等委員であった2025年の当社株主総会日までに開催の監査等委員会3回、および指名・報酬諮問委員会14回すべてに出席しました。
2. 窪田明氏は、行政機関や大手グローバル企業の経営における経験と高い見識を有しています。

2018年から当社の取締役および指名・報酬諮問委員を務め、2023年以降は監査等委員である取締役、筆頭独立社外取締役、および指名・報酬諮問委員長を務めています。取締役会においては、グローバル事業戦略立案、リスク管理、品質改善、技術開発等の事項について、長期的視野に立った発言・提言を行い、当社グループの持続的な成長と中長期的な成長戦略の実現に貢献しています。また、筆頭独立社外取締役として、社外取締役間の意見集約を図るとともに、業務執行取締役との建設的な対話を通じ、取締役会における監督機能の実効性向上に貢献しました。

窪田明氏は、当事業年度開催の取締役会17回、監査等委員会12回および指名・報酬諮問委員会13回に出席しました。
3. 渋村晴子氏は、弁護士としての高度な専門知識と社外役員としての幅広い経験を有しています。

2018年より当社の取締役および指名・報酬諮問委員を務め、2023年以降は監査等委員である取締役および指名・報酬諮問委員を務めています。取締役会においては、リスク管理、コンプライアンス、ダイバーシティなど、コーポレートガバナンスの根幹に関する事項を中心に積極的な発言・提言を行っています。独立社外取締役の立場から、法令遵守やコンプライアンス体制について、制度面のみならず運用の実効性の観点から指摘・助言を行い、取締役会の監督機能強化に寄与しました。

渋村晴子氏は、当事業年度開催の取締役会18回、監査等委員会13回および指名・報酬諮問委員会14回すべてに出席しました。
4. 豊田明子氏は、長年にわたリクロスボーダーおよび国内M&Aのフィナンシャルアドバイザー業務に従事し、企業の事業ポートフォリオ戦略、財務・会計、税務および法務に関する幅広い知見を有しています。

2023年より当社の監査等委員である取締役および指名・報酬諮問委員として、独立した立場から、当社の経営計画、投資計画や事業成長施策について、投資案件や事業再編に関する意思決定に際し、財務的リスクとリターンのバランスや判断プロセスの妥当性について検証を行い、取締役会での議論の質の向上に貢献しました。また、各種のM&A案件では、経験に基づいた的確な指摘・提言を行い、案件遂行に係る取締役会の監督機能強化に寄与しました。

豊田明子氏は、当事業年度開催の取締役会18回、監査等委員会13回および指名・報酬諮問委員会14回すべてに出席しました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	78
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の子会社であるTAMURA EUROPE LIMITED等は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けています。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意をもって会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会へ提出します。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としています。

## 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

当社及びグループ会社（以下、「タムラグループ」という。）の内部統制システムは、経営の安定化及び効率化、適正な説明責任の実行、並びに法規制と内部規程の遵守を目的としています。適切な経営管理実現のため、リスクマネジメント、コンプライアンス及び内部監査プロセスを含め、以下の体制を構築しています。

### (1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びにグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①情報セキュリティ方針で示された方針の下、情報セキュリティ管理規程及び秘密情報管理規程に基づき、タムラグループ各社の取締役の職務の執行に係る情報を、情報の種類や媒体に応じて適切に保存及び管理しています。
- ②グループ会社取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関し、タムラグループ各社は、子会社管理規程に準拠し、報告体制を確立しています。

### (2) タムラグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

タムラグループにおける損失等の危険の管理のために、リスク管理・危機管理規程を制定しています。また、損失等の危険を及ぼす諸事情を速やかに経営陣に伝達する体制としてアラームエスカレーションWeb報告システムに関するルールを制定し、グループ内に周知徹底しています。

重大な危機が発生したときは当社の代表取締役社長が対策本部長として直接指揮を執るなど、経営陣が適切な対応を行うことで、グループに対する損失等の危険を最小限にとどめる体制を構築しています。

### (3) タムラグループ各社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は原則月1回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しています。取締役会は、職務執行の効率性を確保すべく、法令、定款、及び社内規程に基づき、タムラグループに関する重要事項について決定し、または報告を受けています。また、取締役会は個々の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを監督しています。
- ②当社は執行役員制度を採用し、経営の意思決定を速め、取締役の職務執行の効率化に資する体制を構築しています。執行役員会は、取締役会から移譲された権限の範囲で、タムラグループの重要な業務の執行につき、報告を受け、重要な事項を決定し、または取締役会に付議することを決定しています。（注：当社において、執行役員会は、会長、社長、エグゼクティブバイスプレジデント（EVP）、CXO及び、社長が選任するメンバーで構成されます。）
- ③総合監査本部は、内部監査規程に基づき、また、監査等委員会との連携の下、タムラグループ各社に対して監査を実施し、代表取締役及び取締役会・執行役員会に、その結果及び改善すべき事項を報告しています。
- ④グループ会社においては、定期的にと取締役会を開催し、当該グループ会社の経営の基本方針を決定するとともに、当該グループ会社の取締役の職務執行を監督しています。また、当該グループ会社の傘下に別のグループ会社が存在する場合、傘下のグループ会社の重要決定事項の承認を行っています。

#### (4) タムラグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①タムラグループでは、企業理念「ミッション・ビジョン・ガイドライン」に則り、倫理法令遵守規程を制定し、タムラグループで働くすべての人員が、法令、社会規範、並びにタムラグループ各社の定款及び規程類を遵守する体制を整備しています。
- ②タムラグループにおいては、違法行為等又はその恐れのある行為に関する通報又は相談先としてグローバル内部通報窓口を設置し、適切な業務執行を確保する体制の維持及び強化を図っています。グローバル内部通報窓口としては、業務執行部門の人員が対応する社内窓口に加えて、業務執行から独立した第三者である弁護士が対応する社外窓口を設置し、通報者が自由に選択できるシステムとしています。窓口の周知徹底とともに通報者に不利益な取り扱いをしないことを周知徹底しています。
- ③取締役及び使用人は、倫理法令遵守規程に定めた遵守事項違反等に関する重要な事実を発見した場合には、アラームエスカレーションWeb報告システムに関するルールに則り、遅滞なく取締役会及び監査等委員会に報告します。
- ④総合監査本部は、内部監査規程に基づき、会計監査、業務監査、コンプライアンス監査、情報システム監査、及び特命監査を行い、内部統制基本規程に基づき、内部統制評価を行っています。
- ⑤監査等委員会は、タムラグループのコンプライアンス体制全般の運用に問題があると認めるときは、担当執行役員及び担当部門に改善策の策定を求めることができます。

#### (5) タムラグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①タムラグループにおける業務の適正を確保するため、タムラグループ全てに適用する企業理念として「ミッション・ビジョン・ガイドライン」を定め、更にガイドラインの内容をタムラグループ行動規範として具体的に示し、タムラグループ内に周知しています。
- ②タムラグループにおける業務の適正を確保するためには、タムラグループの企業理念「ミッション・ビジョン・ガイドライン」を取引先にも理解いただくことが不可欠と考え、同内容をタムラグループ責任ある企業行動ガイドラインとして具体的に示しています。
- ③グループ各社の業務に関する重要な情報については、子会社管理規程に基づき、適宜当社の執行役員会及び取締役会に報告又は決議のために上程されます。
- ④当社の取締役・執行役員が、必要に応じてグループ会社の取締役を兼務することにより、タムラグループの業務の適正な遂行を確保します。また、倫理法令遵守規程に定めた遵守事項違反等に関する重要な事実を発見した場合には、アラームエスカレーションWeb報告システムに関するルールに則り、遅滞なく当社の取締役会及び監査等委員会に報告します。
- ⑤グループ各社は、当社の経営管理にコンプライアンス上の問題があると判断した場合には、直ちにアラームエスカレーションWeb報告システムに関するルールに基づき、当社の執行役員会、取締役会及び監査等委員会に報告します。
- ⑥当社の総合監査本部は、監査等委員会と協力して、定期的にタムラグループ各社の監査を実施しています。

**(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

- ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査等委員会補助者を任命するものとします。監査等委員会補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査等委員会補助者の選定、解任、人事異動、賃金等については全て監査等委員会の同意を得た上で、取締役会において決定するものとし、監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が独自に行うこととします。
- ②監査等委員会補助者に対する指示は監査等委員会が行います。

**(7) タムラグループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①タムラグループはリスク管理・危機管理規程に基づき、グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告する体制を整備しています。
- ②監査等委員には企業の財務、法務等に関する見識が豊富な人材を登用し、監査等委員会監査の充実を図ると共に、総合監査本部との連携により適切で効果的な監査業務を遂行しています。
- ③監査等委員会の職務の遂行上発生する費用は、每期予算計上すると共に、予算計上の有無を問わず会社が負担しています。

**(8) 財務報告の適正性を確保するための体制**

財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、重要情報の網羅的収集及び適時・適切な情報開示を徹底しています。

そのために必要となる開示に係る内部統制基本規程等の社内規程の整備及び運用、情報の伝達、モニタリング、ITシステムの整備等を行っています。

**(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況**

タムラグループ各社の取締役及び使用人は、取引関係を含め、反社会的勢力とは一切関係しないこととしています。

タムラグループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当な要求に対して、毅然とした対応をとるべく、グループ全体で周知徹底を図っています。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンスに関する取組みの運用状況

タムラグループは、倫理法令遵守規程等、コンプライアンスに関する社内規程を整備しています。本年度のコンプライアンスに関する主な取組みは以下のとおりです。

- ・2024年の子会社における不適切な会計処理をうけ、意識改革プロジェクトをグループ全体で展開。グループ管理を強化する組織の設置、コンプライアンス意識向上のための研修、社内ルールの改定、内部統制の徹底を実施
- ・経営トップからのコンプライアンスメッセージの発信
- ・定例のグローバル管理職向けコンプライアンスE-ラーニングに加え、特別に経営陣、管理職等、階層別に対面やオンライン教育を追加実施
- ・経営陣・上級管理職各自のコンプライアンス・コミットメント動画をグローバル社内報にて発信
- ・タムラ製作所の管理職以下を対象に、内部統制に関するE-ラーニングを実施
- ・メールマガジン方式で毎月コンプライアンスに関する情報を日本国内に配信
- ・不正競争防止、中小受託取引適正化、情報管理、安全保障貿易管理などリスクの高い分野の専門研修を実施
- ・各国規制の変化に則った安全保障貿易管理体制の見直しと強化

### (2) リスク管理に関する取組みの運用状況

タムラグループは、リスク管理・危機管理規程やグローバル通報規程、情報セキュリティ管理規程等の社内規程を整備するとともに、グループリスクマネジメント（ERM）体制を構築しリスクマネジメント施策を推進・監督しています。

本年度のリスクマネジメントに関する主な取組みは以下のとおりです。

- ・リスク管理委員会において、グループにおける潜在リスクの抽出、リスクアセスメント、グループで取り組むべき重要リスクの確定とモニタリングを実施。関連規程に準じて、執行役員会・取締役会に上申・報告
- ・緊急事案発生を想定した当社及び国内子会社の防災訓練の実施
- ・情報管理、労働安全、ハラスメント防止等に関する研修の実施

### (3) 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの運用状況

タムラグループ全体で共有する経営目標として中期経営計画を策定し、執行役員会で進捗確認と推進を図っています。

当社は、タムラグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会規程、職務権限規程等で、取締役会で決議・報告する事項と、執行役員へ委任する事項を定めています。

執行役員会が、取締役会から移譲された権限の範囲で、タムラグループの重要な業務の執行につき、報告を受け、重要な事項を決定し、または取締役会に付議することを決定しています。

### (4) タムラグループにおける業務の適正を確保するための取組みの運用状況

当社は、タムラグループ全体の業務執行が適正に行われるよう、内部統制基本規程、職務権限規程、子会社管理規程等により各事業部門や各子会社における内部統制の整備・運用、責任と権限、管理の方法を

定めています。また、業務活動の適正性を担保するため、内部監査部門として総合監査本部を設置し、年間監査計画に基づきタムラグループ各社の業務執行の適正性、合法性、合理性、妥当性、効率性について監査し、評価と提言を行っています。また、コンプライアンス及びリスク管理の観点から、各種統制施策の運用状況についても確認を行っています。これらの内部監査結果及び内部統制の評価状況については、監査等委員会とも適切に共有し、グループ全体の業務の適正性向上に活かしています。

本年度の業務の適正を確保するための主な取組みは以下のとおりです。

- ・子会社管理規程で定めた各子会社から当社へ報告すべき事項の確認
- ・総合監査本部による各事業部門及び子会社の内部監査・内部統制評価の実施
- ・内部監査結果・内部統制評価結果の取締役会、代表取締役及び執行役員会への報告

#### (5) 監査等委員会監査の実効性の確保に関する取組みの運用状況

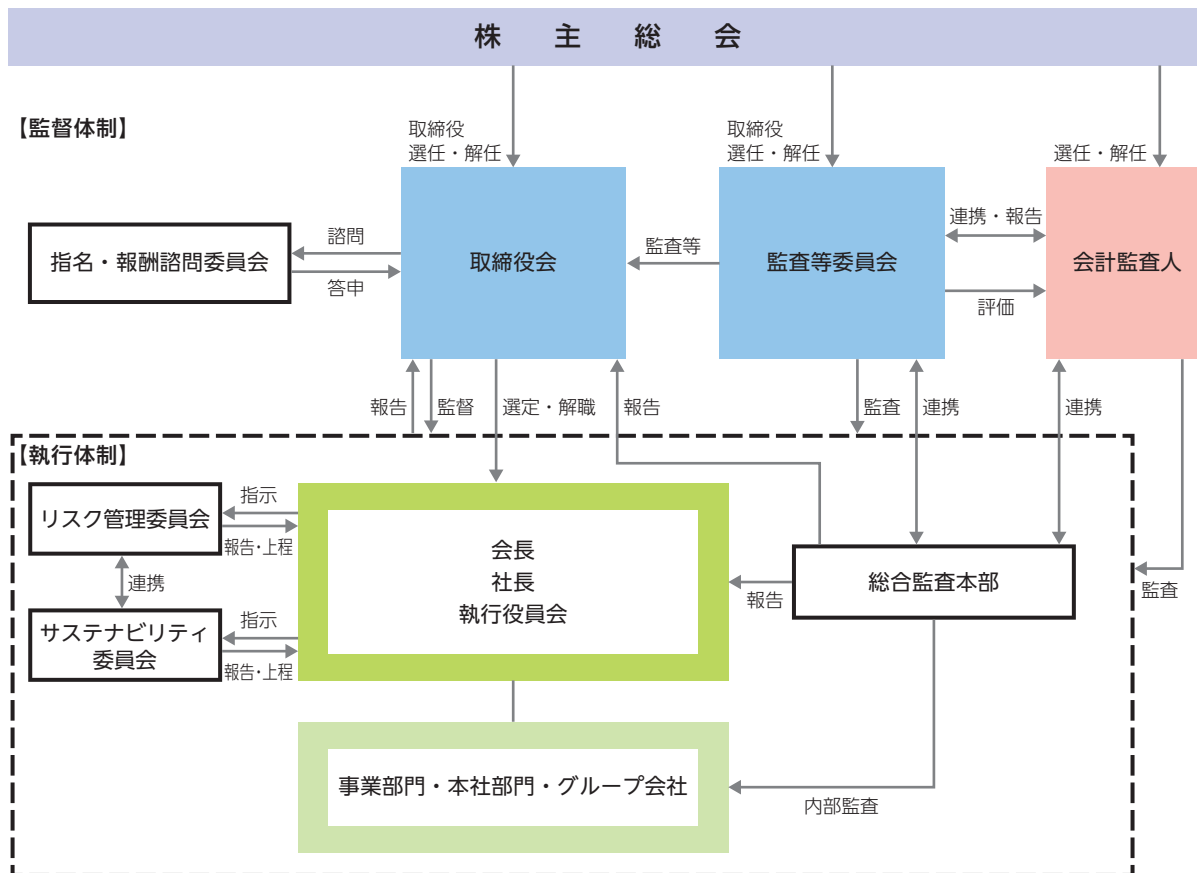
当社は、監査等委員会制度の実効性が維持向上されるよう監査等委員会規程、監査等委員会監査基準等を整備し、維持しています。

本年度の監査等委員会の主な取組みは以下のとおりです。

- ・執行役員会等重要な会議へのオブザーバーとしての出席
- ・事業部門・国内の子会社への往査並びに海外子会社の往査及びリモート監査
- ・業務執行取締役及び執行役員へのヒアリングや意見交換
- ・会計監査人の独立性、職務執行体制、品質管理体制等について会計監査人との意見交換
- ・会計監査上の主要な検討事項について、会計監査人と協議及びその監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を要求
- ・総合監査本部との密な連携による監査の実効性と効率性の向上
- ・内部通報制度の運用、通報情報について担当部門から監査等委員会への報告受領

(ご参考) コーポレートガバナンス 企業統治体制

【コーポレート・ガバナンス体制】



## 8. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 株式会社の支配に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）の内容の概要

当社は、証券取引所に上場する株式会社として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えていますが、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し向上させていくことを可能とする者である必要があると考えています。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等からみて当社が確保し向上させてきた当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものや、株主に当社株式の売却を強要するおそれのあるものなどもあり、当社は、このような買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

そこで、このような不適切な買付行為が行われる場合には、当社株主がこれに応じるか否かを適切に判断するために必要な時間と情報の確保に努めることが当社取締役会の責務であると考え、当社の取締役会は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、当社株主が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、当社株主が適切に判断するために必要な時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じるものとします。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み（以下、「本取組み」といいます。）の概要

当社が掲げる理念は、1924年の創業から、よりグローバルなフィールドで事業展開している今日まで変わることなく、優秀な製品を通して社会に貢献することです。その一貫した理念のもと、当社は「オンリーワン・カンパニーの実現を目指す」をコーポレートスローガンに掲げ、「ミッション・ビジョン・ガイドライン」より構成される企業理念を制定しています。

当社は、この企業理念に基づき、中期経営計画を策定し、また、コーポレートガバナンスの充実・強化を図る等、企業価値の向上に向けた取組みを進めています。

### (3) 本取組みに関する当社取締役会の判断及びその理由

本取組みは、基本方針の実現に資するべく、当社の企業価値及び株主共同の利益の中長期的な確保・向上に向けた取組みです。

このため、当社取締役会は、本取組みは、基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適正な利益還元を経営の最重要課題の一つと認識し、年間配当が前期の水準を下回らないよう配当水準の安定と向上に努めてきました。2025年度より開始した第14次中期経営計画では、体質改善を含む事業収益率の向上施策と資本コストを意識した経営によりキャッシュ創出力を高め、創出したキャッシュを事業成長のために振り向けるとともに、財務健全性を確保したうえで、株主還元を向上することを掲げています。具体的には、安定的な配当を基本としつつ、体質改善後は株主資本配当率（DOE）3%を目途にした株主還元を目指します。ただし、経営環境や財務状況を考慮し株主還元の一部については機動的な自己株式取得を行うことも検討します。

---

（注） 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、小数点以下第3位を四捨五入して表示しています。

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第103期	(ご参考) 第102期
	(2026年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>85,038</b>	<b>78,607</b>
現金及び預金	18,953	20,295
受取手形	2,218	1,157
売掛金	30,271	28,248
電子記録債権	1,023	731
商品及び製品	9,639	8,997
仕掛品	3,823	3,129
原材料及び貯蔵品	12,341	12,269
その他	6,857	3,839
貸倒引当金	△90	△61
<b>固定資産</b>	<b>47,343</b>	<b>45,740</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>33,789</b>	<b>31,039</b>
建物及び構築物	15,040	11,821
機械装置及び運搬具	5,151	5,193
工具、器具及び備品	2,032	2,103
土地	5,335	5,346
リース資産	5,254	5,234
建設仮勘定	974	1,340
<b>無形固定資産</b>	<b>1,019</b>	<b>1,110</b>
のれん	119	160
リース資産	186	231
その他	713	718
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,534</b>	<b>13,590</b>
投資有価証券	4,915	6,922
退職給付に係る資産	5,791	4,832
繰延税金資産	938	839
その他	965	1,071
貸倒引当金	△76	△76
<b>資産合計</b>	<b>132,381</b>	<b>124,348</b>

科 目	第103期	(ご参考) 第102期
	(2026年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>50,400</b>	<b>44,037</b>
支払手形及び買掛金	13,705	11,854
電子記録債務	3,269	3,015
短期借入金	19,083	16,919
1年内返済予定の長期借入金	4,848	4,549
リース債務	1,074	1,057
未払法人税等	747	806
契約負債	124	179
賞与引当金	1,172	1,424
役員賞与引当金	49	64
事業整理損失引当金	1,390	470
その他	4,934	3,697
<b>固定負債</b>	<b>19,084</b>	<b>16,276</b>
長期借入金	9,039	7,184
リース債務	4,438	4,238
繰延税金負債	3,263	1,984
退職給付に係る負債	1,689	2,167
株式給付引当金	39	54
役員株式給付引当金	22	16
長期未払法人税等	52	15
その他	539	614
<b>負債合計</b>	<b>69,484</b>	<b>60,314</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>48,064</b>	<b>51,618</b>
資本金	11,829	11,829
資本剰余金	17,028	17,028
利益剰余金	20,816	23,283
自己株式	△1,609	△523
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>14,686</b>	<b>12,190</b>
その他有価証券評価差額金	1,974	1,133
為替換算調整勘定	9,625	8,782
退職給付に係る調整累計額	3,086	2,275
<b>新株予約権</b>	<b>72</b>	<b>127</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>74</b>	<b>97</b>
<b>純資産合計</b>	<b>62,897</b>	<b>64,034</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>132,381</b>	<b>124,348</b>

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第103期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	(ご参考) 第102期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
	売上高	123,559
売上原価	92,749	83,738
売上総利益	30,810	30,313
販売費及び一般管理費	25,522	25,117
営業利益	5,287	5,195
営業外収益	950	1,097
受取利息	158	127
受取配当金	115	98
持分法による投資利益	129	508
作業くず売却益	130	52
受取補償金	53	114
受取和解金	128	-
その他	234	196
営業外費用	1,358	1,232
支払利息	959	1,007
為替差損	83	60
その他	316	164
経常利益	4,879	5,061
特別利益	116	140
固定資産売却益	111	4
投資有価証券売却益	4	113
為替換算調整勘定取崩益	-	23
特別損失	3,662	1,378
固定資産除売却損	124	51
投資有価証券売却損	2	0
減損損失	-	33
関係会社株式評価損	238	823
関係会社整理損	1,145	-
事業整理損失引当金繰入額	1,390	470
特別退職金	760	-
税金等調整前当期純利益	1,332	3,823
法人税、住民税及び事業税	2,164	1,607
法人税等調整額	578	△552
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,409	2,768
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△23	△14
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	△1,385	2,782

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
<b>2025年4月1日残高</b>	<b>11,829</b>	<b>17,028</b>	<b>23,283</b>	<b>△523</b>	<b>51,618</b>
<b>連結会計年度中の変動額</b>					
剰余金の配当			△1,060		△1,060
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△1,385		△1,385
自己株式の取得				△1,177	△1,177
自己株式の処分			△21	91	70
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
<b>連結会計年度中の変動額合計</b>	<b>－</b>	<b>－</b>	<b>△2,466</b>	<b>△1,086</b>	<b>△3,553</b>
<b>2026年3月31日残高</b>	<b>11,829</b>	<b>17,028</b>	<b>20,816</b>	<b>△1,609</b>	<b>48,064</b>

	その他の包括利益累計額				新 株 予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
<b>2025年4月1日残高</b>	<b>1,133</b>	<b>8,782</b>	<b>2,275</b>	<b>12,190</b>	<b>127</b>	<b>97</b>	<b>64,034</b>
<b>連結会計年度中の変動額</b>							
剰余金の配当							△1,060
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)							△1,385
自己株式の取得							△1,177
自己株式の処分							70
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	841	842	811	2,495	△55	△23	2,416
<b>連結会計年度中の変動額合計</b>	<b>841</b>	<b>842</b>	<b>811</b>	<b>2,495</b>	<b>△55</b>	<b>△23</b>	<b>△1,136</b>
<b>2026年3月31日残高</b>	<b>1,974</b>	<b>9,625</b>	<b>3,086</b>	<b>14,686</b>	<b>72</b>	<b>74</b>	<b>62,897</b>

## 連結注記表

### I (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 30社

主要な連結子会社の名称：

田村香港有限公司

TAMURA EUROPE LIMITED

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称：EARTH TAMURA ELECTRONIC (MYANMAR) CO., LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用非連結子会社 なし

##### (2) 持分法適用関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法適用関連会社の数 5社

主要な関連会社の名称：

TAMURA ELCOMPONICS TECHNOLOGIES PVT. LTD.

INDUSUL INDUSTRIA DE TRANSFORMADORES LTDA.

なお、当連結会計年度において、合肥博微田村電気有限公司は、持分を全て譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しています。

##### (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称等

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称：EARTH TAMURA ELECTRONIC (MYANMAR) CO., LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いています。

##### (4) TAMURA ELCOMPONICS TECHNOLOGIES PVT. LTD. 及び INDUSUL INDUSTRIA DE TRANSFORMADORES LTDA.は、12月31日現在の計算書類を使用しています。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外  
のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

##### ② デリバティブ取引

時価法を採用しています。

##### ③ 棚卸資産

製品及び仕掛品

電子部品、電子化学  
及び情報機器関連事業  
実装装置関連事業

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

商品及び原材料

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しています。

ただし、当社及び国内連結子会社において、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

また、在外連結子会社は定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3年～54年

機械装置及び運搬具 2年～20年

工具、器具及び備品 1年～20年

定額法を採用しています。

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

### ③ リース資産

#### (a) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

#### (b) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、IFRS適用子会社については、IFRS第16号「リース」を適用しています。IFRS第16号「リース」により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上し、資産に計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっています。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

#### ② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支出に備えて、当連結会計年度における賞与支給見込額に基づき計上しています。

#### ③ 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しています。

#### ④ 株式給付引当金

対象従業員に対する将来の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、対象従業員に割り当てられるポイントの見込数に応じた給付額を計上しています。

#### ⑤ 役員株式給付引当金

対象役員に対する将来の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、対象役員に割り当てられるポイントの見込数に応じた給付額を計上しています。

#### ⑥ 事業整理損失引当金

事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しています。

### (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

#### ① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社30社のうち、海外連結子会社27社の決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成に当たっては、上記連結子会社については、決算日現在の計算書類を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

#### ② 退職給付に係る会計処理の方法

##### (a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

(b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期首から累計した期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

④ 重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ア. ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約等及び金利スワップ取引）

イ. ヘッジ対象

外貨建債権、外貨建債務、外貨建予定取引及び借入金利息

(c) ヘッジ方針

為替相場変動リスクの回避及び利息の固定化

(d) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して判定しています。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

10年間の均等償却を行っています。

⑥ 収益及び費用の計上基準

(a) 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

当社及び連結子会社は、電子部品（トランス等各種電子部品）、電子化学実装（フラックス、はんだ材料及び自動はんだ付装置等）、情報機器（放送用音声調整卓及び通信機器等）の3つの事業分野で生産活動を行い、当該製品の販売及びそれらに付随して発生する工事や修理等のサービスの提供を行っています。顧客と約束した仕様及び品質の製品やサービスの提供を履行義務として認識しています。

(b)(a)の義務に係る収益を認識する通常の時点

ア. 製品の販売

製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断していますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点で収益を認識しています。

イ. 工事及び修理等のサービス提供

検収を受けた一時点において、顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識しています。

(c) その他重要な会計方針

買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しています。また、有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益を認識しています。

Ⅱ (表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外収益その他」に含めておりました「作業くず売却益」(前連結会計年度52百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては独立掲記しております。

Ⅲ (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

・ 繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 (純額) 938百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

当社グループは、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しています。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。

当連結会計年度末における将来の課税所得見込額は、取締役会により承認された2027年3月期経営計画の基礎となる数値を用い、以降の期間を見積もる場合については同水準が維持されるものとして見積もっています。

(2) 主要な仮定

将来の課税所得見込額の算出に用いた主要な仮定については、事業別売上高及びその原価率です。事業別売上高は、期末日時点の受注残高及び顧客に対するヒアリングを基に立てたフォーキャストに基づき見積もっています。また、原価率は、当連結会計年度の水準をベースに、銅をはじめとする素材価格変動・為替相場の動向を考慮して見積もっています。

(3) 翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である事業別売上高及びその原価率は、見積りの不確実性が高く、実際の受注額とフォーキャストとの乖離、素材価格変動・為替相場変動及びその後の価格改定対応などに伴い、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。これにより、繰延税金資産の取り崩しが発生する可能性があります。

IV (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 45,682百万円

2. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

被保証者	保証額
Indusul Industria de Transformadores Ltda.	321百万円 (2,000千US\$)

V (連結損益計算書に関する注記)

(事業整理損失引当金繰入額)

情報機器事業を、株式会社朋栄へ譲渡することを決定したことに伴い、発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しています。

VI (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	82,771,473	—	—	82,771,473

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

① 2025年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 658百万円
- ・ 1株当たり配当額 8円
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月12日

② 2025年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 401百万円
- ・ 1株当たり配当額 5円
- ・ 基準日 2025年9月30日
- ・ 効力発生日 2025年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2026年5月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 643百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 8円
- ・ 基準日 2026年3月31日
- ・ 効力発生日 2026年6月11日

### 3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2005年6月29日 定時株主総会決議 第2回新株予約権	普通株式	2,000株
2006年6月29日 定時株主総会決議 第3回新株予約権	普通株式	2,000株
2007年6月28日 定時株主総会決議 第4回新株予約権	普通株式	4,000株
2008年6月27日 定時株主総会決議 第5回新株予約権	普通株式	6,000株
2009年6月26日 定時株主総会決議 第6回新株予約権	普通株式	13,000株
2010年6月29日 定時株主総会決議 第7回新株予約権	普通株式	12,000株
2011年6月29日 定時株主総会決議 第8回新株予約権	普通株式	15,000株
2012年6月28日 定時株主総会決議 第9回新株予約権	普通株式	16,000株
2013年6月27日 定時株主総会決議 第10回新株予約権	普通株式	24,000株
2014年6月26日 定時株主総会決議 第11回新株予約権	普通株式	15,000株
2015年6月26日 定時株主総会決議 第12回新株予約権	普通株式	7,000株
2016年6月28日 定時株主総会決議 第13回新株予約権	普通株式	11,000株
2017年6月28日 定時株主総会決議 第14回新株予約権	普通株式	11,000株
2018年6月27日 定時株主総会決議 第15回新株予約権	普通株式	11,200株
2019年6月26日 定時株主総会決議 第16回新株予約権	普通株式	16,000株
2020年6月25日 定時株主総会決議 第17回新株予約権	普通株式	17,800株
2021年6月25日 定時株主総会決議 第18回新株予約権	普通株式	18,600株
合 計		201,600株

## Ⅶ (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しています。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、主として中長期的な運転資金・設備投資資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6か月以内の支払期日です。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金・設備投資資金の調達を目的としたものです。また、リース債務には一部の海外子会社についてIFRS第16号「リース」を適用したものがありません。なお、一部の長期借入金は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等は、「Ⅰ（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）3. 会計方針に関する事項（4）その他連結計算書類作成のための重要な事項」をご参照下さい。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (*2)	3,823	3,823	－
資産計	3,823	3,823	－
(2) 1年内返済予定の長期借入金	4,848	4,786	△61
(3) 長期借入金	9,039	8,823	△215
(4) リース債務	5,513	5,639	125
負債計	19,401	19,250	△150
(5) デリバティブ取引 (*3)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	14	14	－
② ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	14	14	－

(\*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額と近似していることから、注記を省略しています。「長期未払法人税等」については、重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」に含めていません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,091

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債券・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しています。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

## (1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	3,823	—	—	3,823
デリバティブ取引				
通貨関連	—	66	—	66
資産計	3,823	66	—	3,890
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(52)	—	(52)
負債計	—	(52)	—	(52)

## (2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	—	4,786	—	4,786
長期借入金	—	8,823	—	8,823
リース債務	—	5,639	—	5,639
負債計	—	19,250	—	19,250

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

## デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

## 1年内返済予定の長期借入金、長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

VIII (賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

IX (収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	電子部品 関連事業	電子化学実装 関連事業	情報機器 関連事業	合計
主たる地域市場				
日本	24,448	7,746	2,112	34,307
中国	12,472	12,535	—	25,008
その他アジア	15,672	14,577	23	30,272
欧州	12,532	2,575	—	15,107
アメリカ	16,082	2,413	—	18,495
その他地域	339	28	—	368
顧客との契約から生じる収益	81,547	39,876	2,135	123,559
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	81,547	39,876	2,135	123,559

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 履行義務に関する情報

「I (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(2) 重要な支払条件に関する情報

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね90日で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

契約負債は、主に製品販売契約における顧客からの前受金に関するものであり、収益を認識する際に充当され残高が減少します。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、179百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、長期にわたり収益が認識される契約を有する可能性があるセグメントは、情報機器関連事業です。2026年3月末現在、未充足の履行義務に配分した重要な取引価格はありません。

X (1株当たり情報に関する注記)

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額      | 788円56銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 (△) | △17円29銭 |

XI (重要な後発事象に関する注記)

(連結子会社の持分譲渡)

2026年5月11日開催の取締役会において、当社の連結子会社である田村汽車電子（佛山）有限公司の持分をすべて佛山市南海硅鋼鉄芯製造有限公司へ譲渡することを決議しました。

1. 分離先企業の名称

佛山市南海硅鋼鉄芯製造有限公司

2. 分離した(する)連結子会社の名称及び事業の内容

名称 : 田村汽車電子（佛山）有限公司（以下、田村汽車）

事業の内容 : 車載用昇圧リアクタの製造販売

3. 事業分離を行った主な理由

第14次中期経営計画「One TAMURA for Next 100」において、今後の成長に向けた基盤の構築及び効率的に収益を最大化できる体質への変換を推進しています。田村汽車は、HEV向けをメインとする車載用昇圧リアクタの生産・販売を行っていましたが、当製品の生産を日本に集約し、収益性の向上及びHEV成長が見込める日本・米国・ASEAN地域への供給拡大を図るため、田村汽車を中国国内企業へ譲渡することとしました。

4. 事業分離日（予定）

2026年6月末日

5. 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする持分譲渡

6. 譲渡損益及び譲渡後の持分比率

譲渡損益 : 特別利益約7億円を2027年3月期に計上する見込みです。

譲渡後の持分比率 : -%

XII (その他の注記)

(株式報酬制度について)

1. 役員向け株式交付信託

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び委任型執行役員を対象に（以下、対象者を総称して「対象役員」という。）、当社株式を用いた役員向け株式報酬制度を導入しています。

(1) 取引の概要

役員向け株式報酬制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づいて、各対象役員に付与されるポイントの数に相

当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度です。

なお、対象役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末232百万円及び383,900株です。

(3) 会計処理の方法

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しています。規程に基づき対象役員に付与したポイント数を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上しています。

## 2. 従業員向け株式交付信託

当社は、当社及び一部のグループ会社従業員のうち一定の要件を満たす者を対象に（以下、総称して「対象従業員」という。）、当社株式を用いた従業員向け株式報酬制度を導入しています。

(1) 取引の概要

従業員向け株式報酬制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づいて、各対象従業員に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度です。

なお、対象従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退職時です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末274百万円及び417,211株です。

(3) 会計処理の方法

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に基づき、総額法を適用しています。規程に基づき対象従業員に付与したポイント数を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上しています。

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第103期	(ご参考) 第102期	科 目	第103期	(ご参考) 第102期
	(2026年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)		(2026年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>32,922</b>	<b>26,560</b>	<b>流動負債</b>	<b>26,095</b>	<b>17,142</b>
現金及び預金	2,415	2,809	支払手形	122	216
受取手形	84	139	買掛金	7,768	5,671
売掛金	15,327	12,816	電子記録債務	2,779	2,549
電子記録債権	1,015	303	短期借入金	4,800	1,434
商品及び製品	3,526	3,220	1年内返済予定の長期借入金	4,848	4,288
仕掛品	1,852	1,006	リース債務	260	280
原材料及び貯蔵品	1,668	1,311	未払金	2,547	715
短期貸付金	1,223	1,260	未払費用	170	131
未収入金	3,382	2,189	未払法人税等	143	304
その他	2,429	1,504	契約負債	73	12
貸倒引当金	△1	△1	預り金	63	57
<b>固定資産</b>	<b>41,997</b>	<b>38,841</b>	賞与引当金	1,084	1,234
<b>有形固定資産</b>	<b>17,017</b>	<b>14,653</b>	役員賞与引当金	44	58
建物	8,885	5,790	事業整理損失引当金	1,210	—
構築物	326	128	その他	179	188
機械装置	811	895	<b>固定負債</b>	<b>13,217</b>	<b>10,118</b>
車両運搬具	9	9	長期借入金	9,039	6,382
工具、器具及び備品	913	830	リース債務	684	905
土地	5,026	4,981	退職給付引当金	2,107	2,248
リース資産	640	816	預り保証金	227	202
建設仮勘定	404	1,200	株式給付引当金	38	53
<b>無形固定資産</b>	<b>624</b>	<b>646</b>	役員株式給付引当金	22	16
借地権	222	222	長期未払法人税等	52	15
ソフトウェア	213	190	繰延税金負債	891	9
リース資産	186	231	その他	154	285
その他	1	2	<b>負債合計</b>	<b>39,313</b>	<b>27,261</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>24,355</b>	<b>23,541</b>	<b>純資産の部</b>		
投資有価証券	3,832	2,650	<b>株主資本</b>	<b>33,560</b>	<b>36,854</b>
関係会社株式	17,269	17,508	資本金	11,829	11,829
長期貸付金	—	300	<b>資本剰余金</b>	<b>17,172</b>	<b>17,172</b>
その他	3,283	3,112	資本準備金	17,172	17,172
貸倒引当金	△29	△30	<b>利益剰余金</b>	<b>6,167</b>	<b>8,375</b>
<b>資産合計</b>	<b>74,920</b>	<b>65,402</b>	その他利益剰余金	6,167	8,375
			繰越利益剰余金	6,167	8,375
			<b>自己株式</b>	<b>△1,609</b>	<b>△523</b>
			<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,974</b>	<b>1,158</b>
			その他有価証券評価差額金	1,974	1,158
			<b>新株予約権</b>	<b>72</b>	<b>127</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>35,607</b>	<b>38,140</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>74,920</b>	<b>65,402</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第103期	第102期
	(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	(ご参考) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売上高	54,551	48,197
売上原価	39,958	34,189
売上総利益	14,592	14,008
販売費及び一般管理費	14,914	14,193
営業損失 (△)	△321	△184
営業外収益	2,708	2,491
受取利息	79	30
受取配当金	2,120	2,084
為替差益	74	—
その他	433	377
営業外費用	474	317
支払利息	188	122
為替差損	—	6
その他	285	188
経常利益	1,912	1,989
特別利益	5	113
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	4	113
特別損失	2,141	2,328
固定資産除売却損	9	16
関係会社株式評価損	238	2,312
投資有価証券売却損	—	0
事業整理損失引当金繰入額	1,210	—
特別退職金	683	—
税引前当期純損失 (△)	△224	△224
法人税、住民税及び事業税	318	424
国際最低課税額に対する法人税等	65	15
法人税等調整額	517	△450
当期純損失 (△)	△1,126	△215

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
<b>2025年4月1日残高</b>	<b>11,829</b>	<b>17,172</b>	<b>8,375</b>	<b>△523</b>	<b>36,854</b>
<b>事業年度中の変動額</b>					
剰余金の配当			△1,060		△1,060
当期純損失 (△)			△1,126		△1,126
自己株式の取得				△1,177	△1,177
自己株式の処分			△21	91	70
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
<b>事業年度中の変動額合計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>△2,207</b>	<b>△1,086</b>	<b>△3,293</b>
<b>2026年3月31日残高</b>	<b>11,829</b>	<b>17,172</b>	<b>6,167</b>	<b>△1,609</b>	<b>33,560</b>

	評価・換算差額 等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
<b>2025年4月1日残高</b>	<b>1,158</b>	<b>127</b>	<b>38,140</b>
<b>事業年度中の変動額</b>			
剰余金の配当			△1,060
当期純損失 (△)			△1,126
自己株式の取得			△1,177
自己株式の処分			70
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	815	△55	760
<b>事業年度中の変動額合計</b>	<b>815</b>	<b>△55</b>	<b>△2,533</b>
<b>2026年3月31日残高</b>	<b>1,974</b>	<b>72</b>	<b>35,607</b>

## 個別注記表

### I (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しています。

##### ② その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

(b) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しています。

##### (2) デリバティブ取引

時価法を採用しています。

##### (3) 棚卸資産

##### ① 製品及び仕掛品

電子部品、電子化学  
及び情報機器関連事業  
実装装置関連事業

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

##### ② 商品及び原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

##### ③ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しています。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3年～54年

構築物 6年～50年

機械装置 2年～17年

車両運搬具 3年～7年

工具、器具及び備品 2年～20年

##### (2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

### (3) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えて、当事業年度における賞与支給見込額に基づき計上しています。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えて、当事業年度における賞与支給見込額に基づき計上しています。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

##### a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

##### b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

・未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

#### (5) 株式給付引当金

対象従業員に対する将来の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、対象従業員に割り当てられるポイントの見込数に応じた給付額を計上しています。

#### (6) 役員株式給付引当金

対象役員に対する将来の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、対象役員に割り当てられるポイントの見込数に応じた給付額を計上しています。

#### (7) 事業整理損失引当金

事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しています。

#### 4. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

###### ① ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約等及び金利スワップ取引）

###### ② ヘッジ対象

外貨建債権、外貨建債務、外貨建予定取引及び借入金利息

##### (3) ヘッジ方針

為替相場変動リスクの回避及び利息の固定化

##### (4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して判定しています。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる事項

##### 収益及び費用の計上基準

##### (1) 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

電子部品（トランス等各種電子部品）、電子化学実装（フラックス、はんだ材料及び自動はんだ付装置等）、情報機器（放送用音声調整卓及び通信機器等）の3つの事業分野で生産活動を行い、当該製品の販売及びそれらに付随して発生する工事や修理等のサービスの提供を行っています。顧客と約束した仕様及び品質の製品やサービスの提供を履行義務として認識しています。また、電子部品関連事業における連結子会社との一部取引において、当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、代理人として取引を行っていると判断している取引があります。

##### (2) (1)の義務に係る収益を認識する通常の時点

###### ① 製品の販売

製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断していますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時点で収益を認識しています。

###### ② 工事及び修理等のサービス提供

検収を受けた一時点において、顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識しています。

##### (3) その他重要な会計方針

買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しています。有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益を認識しています。また、電子部品関連事業における連結子会社との代理人取引において、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者（連結子会社）に支払う額を控除した純額により認識しています。

## II (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

・繰延税金資産の回収可能性

### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前） 12百万円

### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## III (貸借対照表に関する注記)

### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

22,760百万円

### 2. 保証債務

関係会社の銀行借入金等に対する保証額は次のとおりです。

被 保 証 者	保 証 額
TAMURA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	66百万円 (1,640千M\$)
田村香港有限公司	2,996百万円 (11,250千US\$) (50,700千RMB)
TAMURA EUROPE LIMITED	2,953百万円 (395千STG £) (15,514千EUR)
TAMURA CORPORATION OF AMERICA	4,086百万円 (25,400千US\$)
田村電子（惠州）有限公司	1,915百万円 (76,802千RMB)
田村電子（深圳）有限公司	833百万円 (35,600千RMB)
田村電子（蘇州）有限公司	1,755百万円 (75,000千RMB)
Indusul Industria de Transformadores Ltda.	321百万円 (2,000千US\$)
計	14,930百万円

(注) 銀行借入金について、債務保証を行っています。

### 3. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権

9,790百万円

### 4. 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務

5,871百万円

#### IV (損益計算書に関する注記)

##### 関係会社との取引高

売上高	23,667百万円
仕入高	21,032百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	2,307百万円

##### 事業整理損失引当金繰入額

情報機器事業を、株式会社朋栄へ譲渡することを決定したことに伴い、発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しています。

#### V (株主資本等変動計算書に関する注記)

##### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	968,700	2,421,896	196,189	3,194,407

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,093,500株、株式報酬制度による増加328,100株及び単元未満株式の買取請求による増加296株です。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少は、新株予約権方式によるストック・オプションの権利行使による減少172,300株及び株式報酬制度に係る信託からの交付による減少23,889株です。

VI (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

棚卸資産評価損	124百万円
未払賞与限度超過額	341百万円
減価償却費限度超過額	149百万円
貸倒引当金繰入超過額	0百万円
退職給付引当金繰入超過額	963百万円
投資有価証券評価損否認	84百万円
関係会社株式評価損否認	2,923百万円
ゴルフ会員権評価損否認	33百万円
繰越欠損金	446百万円
その他	1,477百万円
繰延税金資産 小計	6,546百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△446百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,086百万円
評価性引当額 小計	△6,533百万円
繰延税金資産 合計	12百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用	106百万円
その他有価証券評価差額金	784百万円
その他	12百万円
繰延税金負債 合計	904百万円
繰延税金負債の純額	891百万円

Ⅶ (関連当事者との取引に関する注記)  
 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	田村香港有限公司	所有 直接100%	製品の購入	製品の購入(注1)	9,653	買掛金	2,864
			債務保証	債務保証(注2)	2,996	—	—
			//	保証料の受入(注2)	17	—	—
子会社	TAMURA CORPORATION OF AMERICA	所有 直接100%	製品の販売	製品の販売(注1)	3,356	売掛金	1,119
			債務保証	債務保証(注2)	4,086	—	—
			//	保証料の受入(注2)	4	—	—
子会社	TAMURA EUROPE LIMITED	所有 直接100%	製品の販売	製品の販売(注1)	2,670	売掛金	1,023
			債務保証	債務保証(注2)	2,953	—	—
			//	保証料の受入(注2)	20	—	—
子会社	TAMURA CHEMICAL KOREA CO.,LTD.	所有 直接100%	製品の販売	製品の販売(注1)	3,715	売掛金	1,032
子会社	TAMURA CORPORATION (THAILAND) CO., LTD.	所有 間接100%	製品の販売	製品の販売(注1)	4,120	売掛金	1,031
子会社	田村(中国)企業管理有限公司	所有 間接100%	製品の購入	製品の購入(注1)	3,946	買掛金	1,179
子会社	田村電子(深圳)有限公司	所有 間接100%	債務保証	債務保証(注2)	833	—	—
				保証料の受入(注2)	3	—	—
子会社	田村電子(惠州)有限公司	所有 間接100%	債務保証	債務保証(注2)	1,915	—	—
				保証料の受入(注2)	7	—	—
子会社	田村電子(蘇州)有限公司	所有 間接100%	債務保証	債務保証(注2)	1,755	—	—
				保証料の受入(注2)	10	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は市場実勢を勘案して、価格交渉の上決定しています。

(注2) 銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、一定の料率に基づく保証料を受領しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

IX (1株当たり情報に関する注記)

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額      | 446円55銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 (△) | △14円05銭 |

X (その他の注記)

(株式報酬制度について)

連結計算書類の連結注記表「その他の注記(株式報酬制度について)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社タムラ製作所  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	葛 貫 誠 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 洋 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タムラ製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タムラ製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社タムラ製作所  
取締役会御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	葛 貫 誠 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 洋 平

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タムラ製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、常勤監査等委員が国内子会社の監査役を兼務しており、主要な子会社の取締役会等重要な会議に出席するほか、海外子会社に関しては内部監査部門と連携のうえ、その監査計画に基づき主要な子会社の事業所、工場等について往査またはオンライン形式により必要に応じて事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 内部監査部門と連携のうえ、その監査計画に基づき海外を含む主要な子会社の事業所、工場等について往査またはオンライン形式により必要に応じて事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、その内容について確認いたしました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社タムラ製作所 監査等委員会

常勤監査等委員	横山 雄治	㊟
監査等委員 (社外取締役)	窪田 明	㊟
監査等委員 (社外取締役)	渋谷 晴子	㊟
監査等委員 (社外取締役)	豊田 明子	㊟

監査等委員 今村 昌志は2025年6月26日付で退任し、(監査等委員でない) 取締役に就任いたしましたので、監査報告書に署名押印はいたしておりません。

以 上

## 業績のV字回復に向けたロードマップ

構造改革を2026年度上期に前倒しで完遂し、成長加速フェーズへ。  
戦略市場への投資を加速し、業績のV字回復を実現します。

詳細はこちら→  
2026年3月期  
決算概要  
P.16~29



### 01 構造改革

経営資源の選択と集中推進、体質改善策を前倒しで断行

- ▶ 中国拠点の再編と集約を推進し、コスト競争力向上
- ▶ 転身支援制度特別措置を計画通り完了
- ▶ 情報機器事業の譲渡 —2026年10月予定
- ▶ 光波ネットワークソリューション事業の譲渡完了

2026年度上期

**完了予定**

施策を前倒しで完遂

### 02 成長領域への集中

AIデータセンター市場を中心に戦略市場での競争力拡大

- ▶ 中長期的成長の持続と拡張に向けた投資を積極推進
- ▶ AIデータセンター向け製品の拡充と更なる成長  
—メキシコ工場の大幅増強、化学材料の採用拡大
- ▶ 次世代社会を支える製品の研究開発を推進

進行中

**成長加速**

売上高成長を実現へ

### 03 業績のV字回復

構造改革完遂を起点に、収益性を改善

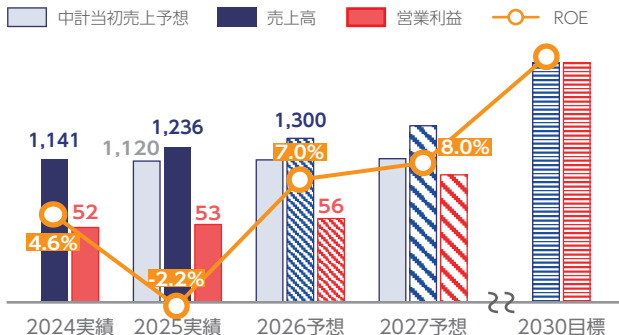
- ▶ 恒久的にPBR 1倍を超える経営基盤を確立し、持続的な企業価値向上を実現
- ▶ DOE3%を目標とした安定的な還元を目指し、体質改善成果を確実に株主へ還元

2027年度目標

**営業利益率 ≥ 7.0%**  
**ROE ≥ 8.0%**

達成へ

## 2030年に向けて高収益市場で圧倒的な成長を実現



2030年に目指す姿

資本効率：ROE ≥ 12%

- ▶ ROIC ≥ 8%

収益性向上：営業利益率 ≥ 10%

- ▶ 売上高 ≥ 1,500億円
- ▶ 株主還元・DOE ≥ 3%
- ▶ PBR ≥ 恒久的に1.0倍

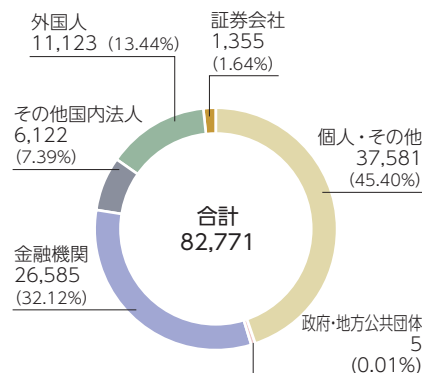
## 株式の概況 (2026年3月31日現在)

- 発行可能株式総数…………… 252,000,000株
- 発行済株式の総数…………… 80,378,177株  
(自己株式2,393,296株を除く)
- 株主数…………… 23,258名
- 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,467	14.26%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,561	6.91%
タムラ協力企業持株会	3,396	4.22%
株式会社三井住友銀行	3,200	3.98%
株式会社みずほ銀行	1,999	2.48%
タムラ製作所従業員持株会	1,162	1.44%
タムラ開発有限会社	1,161	1.44%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,120	1.39%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,081	1.34%
住友生命保険相互会社	1,018	1.26%

(注) 当社は、自己株式2,393,296株を保有していますが、上記大株主からは除いています。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しています。

## 所有者別株式分布状況 (単位: 千株)



(注) 自己株式2,393,296株(2.89%)は個人・その他に含まれております。

## 株主メモ

<b>事業年度</b>	毎年4月1日から翌年3月31日まで	<b>株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関</b>	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
<b>定時株主総会</b>	毎年6月開催	<b>株主名簿管理人事務取扱場所</b>	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
<b>基準日</b>	定時株主総会 毎年3月31日	<b>(郵便物送付先)</b>	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
	期末配当金 毎年3月31日	<b>(電話照会先)</b>	☎0120-782-031
	中間配当金 毎年9月30日	<b>(インターネットホームページURL)</b>	<a href="https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/">https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/</a>
	そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日		
<b>公告方法</b>	電子公告 <a href="https://www.tamuracorp.com/ir/">https://www.tamuracorp.com/ir/</a>		